

# 閱 覧 図 書

業務名：令和8年度国有林林道等交通安全指導業務

開札日：令和8年5月18日

## 図書内訳

1. 入札説明書、入札者注意書
2. 業務契約書(案)
3. 国有林林道等交通安全指導業務仕様書
4. 特記仕様書
5. 業務内訳書
6. 国有林林道等交通安全指導業務対象路線一覧
7. 賠償保険内容
8. 各種様式
9. 林道安全指導業務の概要

近畿中国森林管理局 森林整備課

# 入札説明書

この入札説明書は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和 55 年大蔵省令第 45 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令 52 号）、その他の法令に定めるもののほか、当発注機関の契約に関し、一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 入札及び開札

(1) 入札参加者は、入札公告、入札公示及び指名の通知（以下「入札公告等」という。）、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、入札公告等、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者は、当発注機関が定めた入札書を直接提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。ただし、入札公告等に当発注機関において認められていることが記載されているとき又は特例政令第 2 条に定める調達契約を行うときは、郵便（書留郵便に限る。）により提出することができる。

また、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成するものとする。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。

また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札参加者は入札書を作成し、入札公告等に示した日時に入札しなければならない。

(5) 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状を入札担当職員に提出するものとし、入札書には入札参加者の住所、氏名及び名称又は商号を記入のうえ、代理人氏名を記名しておかななければならない。

(6) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

(7) 入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書しなければ

ならない。

- (8) 入札書の入札金額の訂正は認めない。
- (9) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (11) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (12) 入札参加者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (13) 契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、入札参加者が連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (14) 入札参加者の入札金額は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- (15) 入札参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (16) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のおり。
- (17) 開札は、入札参加者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行うものとする。
- (18) 入札場には、入札参加者、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(17)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (19) 入札参加者は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (20) 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合においては引続き、または入札執行者が定める日時において入札をする。再度の入札には無効の入札をした者は参加することができない。
- (21) 入札執行回数は原則 2 回までとするが、入札執行者の判断により追加の入札を行う場合でも 3 回を限度とする。
- (22) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならない、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

## 2 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。ただし電子調達システムによる入札参加者が入札を辞退す

るときは、入札辞退届を同システムにおいて提出する。

ア 入札執行前には、入札辞退届を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

イ 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。

(3) 指名を受けた者で、入札を辞退したときは、これを理由として以後の指名等に不利な取扱いを受けるものではない。

### 3 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
- (4) 入札参加者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札参加者及び代理人の記名を欠く入札書。
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
- (11) 同一事項の入札について、入札参加者又はその代理人が2通以上なした入札書
- (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札

### 4 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合

評価点が最高であった者)を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者(総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であった者)が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。ただし、電子調達システムにより入札がある場合は、電子調達システムの電子くじにより落札者を定めることができる。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 契約担当官等は、予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、入札を保留し、調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

上記の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある入札を行った者は、当発注機関の調査(事情聴取)に協力すべきものとする。

- (5) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。この場合、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

## 5 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、落札者が決定したときは、落札者として決定した日から遅滞なく(契約担当官等が定める期日までとする(定めのない場合は、7日を目安とする)。なお、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。)契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上契約担当官等へ送付し、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) 契約担当官等は、落札者が(1)に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。
- (4) (2)の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方(落札者)に送付するものとする。
- (5) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

- (6) 契約担当官等が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

6 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該落札者が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関しての照会先は、入札公告等に示した契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。
- (3) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。
- (4) 入札参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

## 入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。  
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
  - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
  - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
  - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
  - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
  - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
  - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
  - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
  - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあつては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
  - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
  - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
  - (12) 入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
  - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
  - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
  - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
  - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会つて行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であつても落札者とならない場合がある。
  - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
  - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
  - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあつては、総合評価点が最高であつた者）が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

初・再回	順 位
	落 ・ 不落

# 入 札 書

業務名：令和8年度国有林林道等交通安全指導業務

入札金額

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札金額の数字の頭に¥を冠すること。

上記金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので契約額は上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること、及び入札公告、入札説明書、入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知のうえ入札します。

令和    年    月    日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

入札者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

◎ 応札の前にもう一度確かめましょう。

- (1) 氏名は洩れていませんか。
- (2) 入札金額は入札しようとする物件のものですか。
- (3) 金額に桁違い等の誤りはありませんか。

# 委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により  
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

を代理人と定め、

記

(業務名) 令和8年度国有林林道等交通安全指導業務

## 業務契約書(案)

支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 上口 直紀（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）

は、令和8年度国有林林道等交通安全指導業務（以下「業務」という。）について、  
次の条項により契約を締結する。

### （実施する業務）

第1条 甲は、次の業務の実施を乙と契約し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

#### （1）業務名

令和8年度国有林林道等交通安全指導業務

#### （2）業務の内容等

国有林林道等交通安全指導業務仕様書（以下「仕様書」という）及び  
令和8年度国有林林道等交通安全指導業務内訳書（以下「内訳書」という）  
のとおり。

#### （3）履行期限

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

### （業務の遂行）

第2条 乙は、契約をした業務を仕様書及び内訳書に記載された内容に従って実施しなければならない。当該内容を変更したときも同様とする。

### （契約金額）

第3条 甲は、業務に要する費用として、金 円（うち消費税及び  
地方消費税額 円）を支払うものとする。

### （秘密の保持）

第4条 乙は、業務履行にあたって知り得た甲の業務上の秘密を漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

### （業務の調査）

第5条 甲は、必要に応じ、乙に対し、事業の実施状況、経費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

### （帳簿等）

第6条 乙は、前項の帳簿及びその支出の内容を証する証拠書類を、業務終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(契約保証金)

第7条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第3号の規定により免除する。

(前金払)

第8条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の3以内の前払金の支払いを甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の4を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第37条の規定による支払いをしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、乙は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、乙は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の4の額を差し引いた額を返還しなければならない。

6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した金額を延滞利息として乙に支払うものとする。ただし、延滞利息の額が100円未満であるときは支払わず、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(保証契約の変更)

第9条 乙は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

- 3 乙は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第10条 乙は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(再委託の制限)

第11条 乙は、この業務達成のため、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

- 2 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を得なければならない。
- 4 再委託する業務が業務を行ううえで発生する事務的業務であって、再委託する金額が第3条に規定する金額の限度額50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として前各号の規定は適用しない。

(完了報告)

第12条 乙は、業務が終了したとき（事業を中止し、又は廃止した時を含む）は、業務の成果を記載した報告書及び関係付属書類（以下「報告書等」という。）を甲に提出するものとする。

(検査)

第13条 甲は、前条に規定する報告書等の提出を受けたときは、遅滞なく、甲又は甲の命じた職員が当該業務の内容に適合するものであるかどうかを関係書類又は実地により検査を行うものとする。

- 2 甲は、前条に規定する検査の結果、当該業務が契約の内容に適合すると認めるときは、乙に対して通知するものとする。

(契約金額の支払)

第14条 甲は、前条の規定により、乙から適法な請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）にその支払を行うものとする。

- 2 甲は、乙の請求により、必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、部分払をすることができるものとする。
- 3 乙は、前項の部分払を請求するときは、部分払請求書を甲に提出するものとする。

- 4 甲は、甲の責に帰すべき理由により約定期間内に代金を支払わないときは、約定期間満了の日の翌日から支払する日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払いを要しないものとする。

（天災その他不可抗力による業務の中止）

- 第15条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、業務中止（廃止）申請書を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

（検査不合格の場合の措置）

- 第16条 乙は、第13条の検査の結果、不合格のものがあつたときは、甲の指定する期日までに是正し再度検査を受けるものとする。
- 2 前項の場合における検査については、前条の規定を準用する。
- 3 第1項の場合における業務が当初の履行期限をこえてなされたときは、甲は、第18条に規定する違約金を徴収する。ただし、甲が前条の検査を終了した日が同条に規定する検査期限をこえているときは、そのこえた日数は、違約金算定の日数に算入しない。

（検査の遅延）

- 第17条 甲は、自己の責に帰する事由により第13条（第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する期間内に検査をしないときは、その期間満了の日の翌日から検査をした日までの日数（以下「検査遅延日数」という。）を約定期間の日数から差し引くものとする。
- 2 検査遅延日数が約定期間の日数をこえるときは、約定期間は満了したものと見なし、甲はそのこえる日数に応じ、第14条第4項に規定する遅延利息を乙に支払うものとする。

（履行遅滞における違約金）

- 第18条 乙は、自己の責に帰する事由により履行期限までに完了しないときは、履行期限の翌日から起算して甲が検査を行った日までの日数に応じ、契約金額の年利3%に相当する金額を違約金として甲の指定する期限内に甲に納付しなければならない。
- 2 甲は、乙が履行期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。

(仕様書の変更)

第19条 甲は、必要があると認めるときは、変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第20条 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第21条 契約の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）がある場合は、甲は自らの選択により、乙に対しその修補、代替品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものではないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲は第1項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。

4 甲は、契約不適合が発見された場合は、発見後1年以内に乙に対して通知するものとする。

5 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(発注者の催告による解除権)

第22条 甲は下記各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解

除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 乙が契約上の義務を履行しないとき、又は乙が契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 第13条による検査に合格しなかったとき。
- (3) 第21条第1項で規定する契約不適合が重大と認める場合又は乙が同項に規定する甲の請求に応じないとき。
- (4) 前三号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (5) この契約の履行に関し、乙に不正又は不誠実な行為があったと甲が認めたとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- (6) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限)

第24条 債務の不履行が甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第25条 甲は、第22条又は第23条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第26条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の損害賠償に代えて、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

- (1) 第22条又は第23条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責に帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(受注者の催告による解除権)

第27条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第28条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 1 第19条の規定により仕様書が変更されたため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- 2 第20条の規定による業務の中止期間が契約期間の10分の5（契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限)

第29条 第27条又は前条各号に定める場合が乙の責に帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償請求等)

第30条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第27条又は第28条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(延滞金)

第31条 乙は、この契約により甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に甲に納付しないときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して年利3%の割合で計算した額を延滞金として併せて甲に納付しなければならない。ただし、延滞金の額が100円未満であるときはこの限りでない。

(債権債務の相殺)

第32条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、代金と相殺することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第33条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速

やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない

(談合等の不正行為に係る違約金)

第34条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争の解決)

第35条 この契約の条項の解釈について疑義紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(契約外の事項)

第36条 甲、乙双方は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約

の履行について甲、乙間の紛争を生じたとき、及びこの契約に規定のない事項については、甲、乙協議して決定する。

(特約事項)

第37条 この契約に係る特約事項については、別紙のとおりとする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者(甲) (住所) 大阪市北区天満橋1丁目8番75号

支出負担行為担当官

(氏名) 近畿中国森林管理局長 上口 直紀 印

受注者(乙) (住所)

(氏名) 印

## 暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象（再請負人等）との契

約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 国有林林道等交通安全指導業務仕様書

### 1 一般事項

本業務は、近畿中国森林管理局管内一円の国有林林道等を対象に実施し、安全指導、安全標識等の設置、林道交通事故の調査・分析等を実施する。

なお、本業務は、「令和8年度国有林林道等交通安全指導業務内訳書」（以下「内訳書」という。）及び本仕様書に基づき実施するものとし、内訳書及び本仕様書に該当する事項について近畿中国森林管理局、各森林管理事務所及び各森林管理署（以下「森林管理署等」という。）と各々十分打ち合わせを行うものとする。

### 2 安全指導

#### (1) 安全の呼びかけ

- ① 宣伝カーによる呼びかけ等は対象路線一覧に基づき行うものとする。
- ② 宣伝カーによる交通安全の呼びかけは、林道利用者への交通事故防止のための注意事項等を呼びかけるものとする。
- ③ 宣伝カーには林道交通安全への注意を喚起する標語等を掲示して、宣伝効果を高めるものとする。
- ④ この呼びかけは、交通量の多い時期に行うものとする。
- ⑤ 林道利用者に対しては、直接注意を喚起するものとする。
- ⑥ 呼びかけの実施に際しては、当該林道管理者等と経路及び呼びかけ内容について事前に打合せを行い、円滑に実施するものとする。

### 3 安全チラシの配布

- (1) 安全チラシの内容は、イラストや図表等を使用して視覚的に分かり易くしたもので、近畿中国森林管理局の名称を記したものを作成する。
- (2) 安全チラシの内容については、事前に近畿中国森林管理局と打ち合わせのうえ作成するものとする。
- (3) 安全チラシは500部作成し、交通安全の呼びかけ等の際に林道通行者に配布するほか、地域の関係諸団体等へ直接配布するものとする。

### 4 安全標識の設置

- (1) 安全標識とは、林道交通安全に関する任意の標識（道路交通法上の道路標識を含む）を指すものとする。
- (2) 安全標識の内容は、徒歩を含む一般利用者に分かり易くかつ馴染みやすいものとし、当該林道の特性を生かしたものとする。
- (3) 安全標識は、対象路線一覧に基づき設置するものとする。
- (4) 具体的な設置場所については、当該林道管理者等と事前に打ち合わせを行うものとする。

## 5 林道安全管理のための注意看板の設置

- (1) 施錠している林道の起点などにおいて、通行を制限するための門や鍵に対する破壊行為防止等のためのよびかけ注意看板を作成・設置する。
- (2) 注意看板は、林道通行に対する注意事項を示した看板とし、別紙「注意看板標準仕様書」を参照すること。
- (3) 具体的な設置路線（場所）については、当該林道管理者等と事前に打ち合わせを行うものとする。

## 6 林道交通安全連絡協議会の開催

国有林林道等を使用する頻度が多い者、市町村及び地域の関係団体、森林管理署等に対し林道交通安全連絡協議会（広島森林管理署管内）を開催し、林道の交通安全に対する相互の理解と強調を深め、交通安全諸対策の推進を図るものとする。

また、併せて交通安全に対する講話等を実施するものとする。

## 7 林道における交通事故の実態報告

事業対象林道における当該年度の交通事故の実態について、概況、件数及び死傷者数、形態別・原因別内訳等を取りまとめ任意様式により報告するものとする。

## 8 林道における交通事故の調査・分析等

### (1) 林道交通事故の調査・分析

対象路線で発生した林道交通事故のうち林道管理者等の指示のあるものについて、事故の内容、原因等を調査・分析し、今後の対処方針を取りまとめ報告するものとする。

### (2) 林道交通安全に係るセーフティーネットの整備

近畿中国森林管理局が管理する林道等の全路線を対象に、当該路線の管理者の瑕疵責任に帰する交通事故が発生した場合のセーフティーネットとして、別添「林道等の全路線・延長を対象とした賠償責任保険内容」に記載されている内容とする林道損害賠償保険へ加入するとともに、該当する事故が発生した場合の保険事務処理を行うものとする。

なお、保険加入後は速やかに保険加入証書等の関係書類の写しを提出するものとする。

## 9 調査報告書等

調査が終了した時は、業務契約第12条に基づき、各報告書類を整理作成のうえ、業務完了報告書（様式1）に添付のうえ提出するものとする。

### (1) 業務実施結果報告書（様式2）

### (2) 業務日誌（業務様式2）

### (3) その他記録写真等付属書類

記録写真帳を1部添付する。

また、記録写真データを記憶媒体に保管し添付する。

## 注意看板標準仕様書

### 看板の例

<p style="text-align: center;">〇〇林道</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. この林道は、事業実行上の専用林道です。関係者以外のゲートから奥への通行を固くお断りします。</li><li>2. ゲートや鍵を破壊しないで下さい。</li><li>3. たとえゲートの損壊などで開いていても、通行することをお断りします。</li><li>4. このことを無視して無断で通行され、事故が発生しても、その責任は一切負いません。</li><li>5. 通行の許可を受けたい時は、林道を管理する下記森林管理署へ申し出て下さい。</li></ol> <p style="text-align: center;">〇〇森林管理署（電話〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇）</p>
---

- ・規格：縦 80 cm、横 90 cm 程度のもの  
（既設の門扉、チェーン等へ取り付けられる可動性のもの）

## 特記仕様書

この特記仕様書は、国有林林道等交通安全指導業務において実施する携帯電話等通信可能地点調査について定めるものである。

### 1. 調査内容

携帯電話等通信可能地点調査は、林道を通行して国有林野に入林した者が、緊急時における連絡又は通報等が必要となった場合の迅速な対応に資するよう、主として現地調査により携帯電話及びスマートフォン（以下「携帯電話等」という。）の電波受信状態及び通話可能状況（以下「受信状態等」という。）を把握するとともに、林道通行者へ情報提供するための看板を作成し現地表示を行う。

### 2. 現地調査

- (1) 調査する携帯電話等は、日本国内の契約者数が多い電気通信事業会社である、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社の3社が提供する携帯電話及びスマートフォン各1台の合計6台とする。
- (2) 現地調査は、林道の対象路線において、概ね300m間隔を基本として調査地点を設定し、携帯電話等を用いた受信状態等を調査する。ただし、概ね300m間隔の任意の調査地点において、携帯電話等6台全てについて電波の受信状態が悪く通話が不可能な場合には、当該調査地点の前後それぞれ50m程度を調査し、いずれか1台以上の携帯電話等が通話可能な地点を調査地点とする。
- (3) 通話可能状況は、常時通話可能な任意の場所において受信用の電話機を用いて調査地点からの架電を受け、通話することにより把握する。

### 3. 看板作成、設置

- (1) 看板は、起点からの距離及び携帯電話等6台に係る受信状態等を表示するものとし、その表示内容及びデザインについては簡潔かつ明瞭なものとし、あらかじめ監督職員の承諾を受けなければならない。
- (2) 看板は、A4版用紙に印刷しラミネートパウチ加工を施すものとする。
- (3) 看板は、各調査地点において林道から視認し易い位置に野立看板により設置し、その規格は1本柱（径：9cm、長さ1.8m）でB4サイズ程度のアルミ板を固定し、ラミネートパウチ加工したものを貼り付けるものとする。  
なお、野立看板が設置困難な場合は適当な方法で設置するものとし、容易に移動又は損傷しないようにしなければならない。
- (4) 看板の設置後は、周辺を含めた設置状況について写真に記録する。

#### 4. 調査結果等の整理

- (1) 現地調査の結果は、携帯電話等通信可能地点調査表（特記仕様書様式1）に整理するとともに、発注者が支給する国有林野施業実施計画図に携帯電話通信可能地点を図示する。
- (2) 現地調査における調査地点の写真及び看板設置状況の写真は、写真帳に整理する。
- (3) この調査の実施に要した人員及び作業内容について、業務日誌（業務様式2）に整理するとともに、調査に使用した資機材等に要した費用を任意の様式に整理する。

#### 5. 調査報告書等

4により整理した調査結果等については、国有林林道等交通安全指導業務仕様書9の調査報告書等に含めて作成し、提出する。

特記仕様書様式1

携帯電話通信可能地点調査表

森林管理署名		調査年月日	
林道名		延長 (km)	
調査時間	自	調査者	
	至		
調査日の天候		調査日の気温	

位置		携帯電話評価						備考		
起点からの距離 (km)	経緯度			上段:アンテナ数、下段:通話(○:可能 △:不安定 ×:不可)						
	°	′	″	ドコモ		AU			ソフトバンク	
				携帯電話	スマホ	携帯電話	スマホ		携帯電話	スマホ
0.0	N									
	E									
0.3	N									
	E									
0.6	N									
	E									
0.9	N									
	E									
1.2	N									
	E									
1.5	N									
	E									
1.8	N									
	E									
2.1	N									
	E									
2.4	N									
	E									
2.7	N									
	E									
3.0	N									
	E									
3.3	N									
	E									
3.6	N									
	E									
3.9	N									
	E									
4.2	N									
	E									

位 置		携帯電話評価								備 考		
起点からの距離 (km)	経緯度			上段:アンテナ数、下段:通話(○:可能 △:不安定 ×:不可)								
	°	′	″	ドコモ		AU		ソフトバンク				
				携帯電話	スマホ	携帯電話	スマホ	携帯電話	スマホ			
4.5	N											
	E											
4.8	N											
	E											
5.1	N											
	E											
5.4	N											
	E											
5.7	N											
	E											
6.0	N											
	E											
6.3	N											
	E											
6.6	N											
	E											
6.9	N											
	E											
7.2	N											
	E											
7.5	N											
	E											
7.8	N											
	E											
8.1	N											
	E											
8.4	N											
	E											
8.7	N											
	E											

※1 「上段:アンテナ数」欄

- ・ 「圏外」の表示の場合・・・「圏外」
  - ・ アンテナが1本表示される場合・・・「1」
  - ・ アンテナが2本表示される場合・・・「2」
  - ・ アンテナが3本以上表示される場合・・・「3」
- と記載する。

※2 「下段:通話」欄

- ・ 通話が可能・・・「○」
- ・ 通話が可能だが、途中で切れたり不安定・・・「△」
- ・ 通話ができない・・・「×」

### 令和8年度交通安全指導業務日誌

No.

調査者	
-----	--

月 日	天候	森林管理署名	路線名	作業時間帯	業 務 内 容	調査実施者氏名	備 考

注) 「調査実施者氏名」の欄には、調査者のほか補助者等従事した者の氏名を洩れなく記入すること。

# 旅費交通費等特記仕様書

## ○旅費交通費等の扱い

1. 本業務は、当初設計において旅費交通費及び技術者の基準日額は計上していない。
2. 旅費交通費等は、「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」（平成28年3月31日付け27林整計第367号林野庁森林整備部長通知）（以下「旅費交通費要領」という。）に基づき設計変更により計上するものとし、受注者は、滞在又は滞在と通勤が混在する場合、設計変更時点までに、宿泊実績報告書（様式1）、実際に支払った証拠書類（領収書等）及び通勤実績報告書（様式2）を監督職員に提出するものとする。  
なお、宿泊実績報告書、証拠書類及び通勤実績報告書の提出時期については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

## 【記載例】

## 宿泊実績報告書

業務名：

氏名	滞在期間	従事業務	宿泊日数 (日)	宿泊単価 (円)	宿泊費計 (円)	備考
〇〇 〇〇	R8. 2. 1～2. 7	測量業務	6	9,000	54,000	朝食6回 夕食0回
□□ □□	R8. 2. 1～2. 7	測量業務	6	9,000	54,000	朝食6回 夕食0回
△△ △△	R8. 2. 1～2. 7	測量業務	6	9,000	54,000	朝食6回 夕食0回
〇〇 〇〇	R8. 2. 20～2. 22	設計業務	2	8,000	16,000	朝食0回 夕食0回
□□ □□	R8. 2. 20～2. 22	設計業務	2	8,000	16,000	朝食0回 夕食0回
〇〇 〇〇	R8. 3. 17～3. 18	設計業務 (打合せ)	1	10,000	10,000	朝食1回 夕食1回
□□ □□	R8. 3. 17～3. 18	設計業務 (打合せ)	1	10,000	10,000	朝食1回 夕食1回
合計			24		214,000	

- (注) 1 氏名は、業務計画書に記載した技術者(再委託先を含む)であること。  
 2 従事業務欄は、測量業務、設計業務等を記載する。  
 3 備考は、宿泊施設において提供される朝・夕食を食べた回数を記載する。

## 【記載例】

## 通勤実績報告書

業務名：

通勤による業務日	従事業務	備考
R8. 2. 9	測量業務	
R8. 2. 13	測量業務	
R8. 2. 24	設計業務	
R8. 3. 10	設計業務(打合せ)	

- (注) 1 通勤による業務日は、業務日ごとに記載する。  
 2 従事業務欄は、測量業務、設計業務等を記載する。

## 令和8年度国有林林道等交通安全指導業務内訳書

業務内容	数量	単位	備考
安全指導業務	1	式	
安全指導			
呼びかけ	2	路線	対象路線一覧のとおり
安全チラシ配布	500	部	対象路線一覧のとおり
警戒標識設置	14	基	対象路線一覧のとおり
携帯電話等 通信可能地点調査	8	路線	対象路線一覧のとおり
林道標識設置	11	基	対象路線一覧のとおり
安全連絡協議会	1	回	広島森林管理署管内
交通事故報告	1	式	
賠償責任保険加入	1	式	
報告書作成	1	部	記憶媒体を含む
計			

国有林林道等交通安全指導業務対象路線一覧

署等名	路線名	延長(m)	安全呼掛	安全チラシ	警戒標識	携帯電話等調査
滋賀	マキノ林道	2,202	○	○	2	○
兵庫	赤西(音水)林道(国有林内)	7,136	○	○	2	○
広島	篠ヶ原山林道(国有林内)	3,328			2	○
広島	ヤビツカゴ林道(国有林内)	482			1	○
広島	恵下谷(東郷山)林道	2,951			2	○
広島	白砂谷林道	1,060			1	○
広島	根武谷林道(国有林内)	2,390			2	○
山口	滑林道(国有林内)	8,310			2	○
計	8路線	27,859	2路線	500枚	14基	8路線

林道標識の設置

署等名	数量
滋賀	2
兵庫	1
広島	5
山口	3
計	11基

※具体的な設置路線は、当該林道管理者等と打ち合わせによる

林道交通安全連絡協議会

実施場所	広島森林管理署管内
------	-----------

## 林道等の全路線・延長を対象とした賠償責任保険内容

内 容	てん補限度額	対 象
	千円	対象路線・延長のとおり
○対人賠償		
・てん補限度額		
1名	50,000	
1事故又は1請求	500,000	
・免責金額	10	
○対物賠償		
・てん補限度額		
1事故又は1請求	15,000	
・免責金額	10	

### 対象路線・延長

路 線 名	延 長 (m)	備 考
国有林林道 917 路線	2,309,353	対象路線の詳細は別紙のとおり
治山保安林管理道等 37 路線	80,601	"
合計 954 路線	2,389,954	

## 対象路線・延長

署等名	細別	番号	路線名	延長(m)	橋梁(箇所)	備考
石川森林管理署	自動車道	10	大目附(大杉谷)林道	13,570	6	
石川森林管理署	自動車道	20	山伏山(三ツ谷)林道	3,138	1	
石川森林管理署	自動車道	21	三ツ谷林道東俣支線	436	1	
石川森林管理署	自動車道	30	大目山(火打谷)林道	2,282		
石川森林管理署	自動車道	40	垂氷林道	5,390	2	
小計			5路線	24,816	10	
福井森林管理署	自動車道	10	繁倉林道	6,465	10	
福井森林管理署	自動車道	11	繁倉林道第一支線	3,069	2	
福井森林管理署	自動車道	20	和佐谷秋生林道	13,909	10	
福井森林管理署	自動車道	21	和佐谷林道越戸支線	3,327	2	
福井森林管理署	自動車道	31	前坂林道長倉谷支線	2,127	2	
福井森林管理署	自動車道	40	入谷林道	1,390	1	
福井森林管理署	自動車道	50	日の谷林道	5,805	3	
福井森林管理署	自動車道	60	藤倉林道	727		
福井森林管理署	自動車道	70	冠山林道	9,783	6	
福井森林管理署	自動車道	80	箆掛林道	1,201		
福井森林管理署	自動車道	90	小沢獄谷(小沢)林道	8,527	7	
福井森林管理署	自動車道	100	小沢獄谷(熊河)林道	4,804	3	
福井森林管理署	自動車道	120	滝ヶ谷林道	3,175	4	
福井森林管理署	自動車道	130	大河内林道	4,764		
福井森林管理署	自動車道	140	岩谷林道	3,597	6	
福井森林管理署	自動車道	150	細野林業専用道	2,001		
福井森林管理署	自動車道	300	黒河林道	9,993	23	
福井森林管理署	自動車道	301	黒河林道菩提谷支線	5,205	10	
福井森林管理署	自動車道	302	黒河芦谷林道	756	1	
福井森林管理署	自動車道	303	黒河林道後谷分線	1,207	1	
福井森林管理署	自動車道	304	黒河林道28林班支線	1,384		
福井森林管理署	自動車道	305	黒河林道ワコ谷分線	1,730		
福井森林管理署	自動車道	306	黒河林道アシ谷支線	3,864		
福井森林管理署	自動車道	307	黒河林道アシ原谷支線	742		
福井森林管理署	自動車道	308	黒河林道クチナシ谷支線	2,204		
福井森林管理署	自動車道	310	アラ谷林道	910	1	
福井森林管理署	自動車道	320	岩籠林道	830		
福井森林管理署	自動車道	330	シンノ谷林道	3,755	1	
福井森林管理署	自動車道	340	一ツ谷林道	2,578	4	
福井森林管理署	自動車道	341	一ツ谷林道吹戸谷支線	1,763	3	
福井森林管理署	自動車道	350	野鹿谷林道	1,281	3	
福井森林管理署	自動車道	351	野鹿谷林道長谷支線	1,617	1	
福井森林管理署	自動車道	360	池河内林道	5,029		林業専用道を含む
小計			33路線	119,519	104	
三重森林管理署	自動車道	10	登奈井尾林道	13,347	15	
三重森林管理署	自動車道	11	登奈井尾林道支線	2,447		
三重森林管理署	自動車道	12	登奈井尾林道43林班線	780		
三重森林管理署	自動車道	13	登奈井尾林道44林班線	780		
三重森林管理署	自動車道	20	悟入谷林道	13,123	14	
三重森林管理署	自動車道	21	悟入谷林道34林班支線	810	5	
三重森林管理署	自動車道	22	悟入谷林道第一支線	500	4	
三重森林管理署	自動車道	30	古野裏山林道	6,143		
三重森林管理署	自動車道	40	細越林道	4,131	4	
三重森林管理署	自動車道	50	御弁当谷林道	5,699		林業専用道を含む
三重森林管理署	自動車道	200	焼尾林道	988		
三重森林管理署	自動車道	210	入丸林道	988	3	
三重森林管理署	軽車道	211	入丸林道支線	515		
三重森林管理署	自動車道	220	青岳林道	2,096		
三重森林管理署	軽車道	230	松林坊林道	1,340		
三重森林管理署	自動車道	240	小清水林道	375		
三重森林管理署	軽車道	250	祠林道	570		
三重森林管理署	軽車道	260	見遠山林道	1,004		
三重森林管理署	自動車道	270	法花林道	3,034		
三重森林管理署	軽車道	271	法花林道	1,331		
三重森林管理署	自動車道	400	深山林道	7,557	9	
三重森林管理署	自動車道	401	深山林道ツヅ又線	2,400	2	
三重森林管理署	自動車道	410	千石平林道	6,023	4	
三重森林管理署	自動車道	420	父ヶ谷大台線(父ヶ谷林道)	10,252	11	
三重森林管理署	自動車道	431	大台林道千尋支線	5,514	8	
三重森林管理署	自動車道	432	大台林道加茂助支線	865		
三重森林管理署	自動車道	440	北谷林道	9,673	4	
三重森林管理署	自動車道	441	北谷林道南谷支線	308		
三重森林管理署	自動車道	442	北谷林道久豆支線	621		
三重森林管理署	自動車道	450	地池林道	2,063	6	
三重森林管理署	自動車道	460	堂倉林道	2,313	2	
三重森林管理署	自動車道	470	大名倉林道	10,409	3	
三重森林管理署	自動車道	600	父ヶ谷大台線(大台林道)	39,817	37	
三重森林管理署	自動車道	610	白倉林道	12,819	19	
三重森林管理署	自動車道	620	二の俣林道	1,103		
三重森林管理署	自動車道	630	光山林道	1,635	2	
三重森林管理署	自動車道	640	本地汐ノズロ林道	449	1	
三重森林管理署	自動車道	650	妙婦谷林道	2,518		
三重森林管理署	自動車道	660	大河内林道	600		
三重森林管理署	自動車道	670	古和谷林道	5,726	12	
三重森林管理署	自動車道	680	京良谷林道	1,486		
三重森林管理署	自動車道	690	矢の川林道	8,743	7	
三重森林管理署	自動車道	691	八十谷林道	10,193		

## 対象路線・延長

署等名	細別	番号	路線名	延長(m)	橋梁(箇所)	備考
三重森林管理署	自動車道	700	栃谷林道	400	1	
三重森林管理署	自動車道	710	大又佐渡林道(佐渡林道)	14,171	8	
三重森林管理署	自動車道	711	佐渡林道836林班支線	1,202		
三重森林管理署	自動車道	720	フロノ谷林道	393		
三重森林管理署	自動車道	730	割石林道	1,696		林業専用道を含む
三重森林管理署	自動車道	740	鎌塚林道	1,374	3	
三重森林管理署	自動車道	750	大又佐渡林道(大又林道)	12,080	32	
三重森林管理署	自動車道	760	西谷林道	7,574	4	
三重森林管理署	自動車道	770	東谷林道	2,100		
三重森林管理署	自動車道	780	石ヶ谷林道	940	1	
三重森林管理署	自動車道	790	桑谷林道	870		
三重森林管理署	自動車道	800	清水谷林道	1,667	3	
三重森林管理署	自動車道	810	下久保林道	459		
三重森林管理署	自動車道	820	塔谷林道	1,200		
三重森林管理署	自動車道	830	小栃谷林道	320		
三重森林管理署	自動車道	840	樅木平林業専用道	375		
三重森林管理署	自動車道	850	樅木平(保色山)林業専用道	1,670		
三重森林管理署	自動車道	625	木組林業専用道	3,380		
<b>小計</b>			<b>61路線</b>	<b>254,959</b>	<b>224</b>	
滋賀森林管理署	自動車道	10	大箕山林道	268		
滋賀森林管理署	自動車道	20	尾羽梨林道	7,550	9	
滋賀森林管理署	軽車道	30	三谷山林道	780	1	
滋賀森林管理署	軽車道	40	神使熊林道	615	1	
滋賀森林管理署	自動車道	50	天増川林道	10,867	6	
滋賀森林管理署	自動車道	60	河内山林道	9,925	4	
滋賀森林管理署	自動車道	70	マキノ林道	2,202	1	
滋賀森林管理署	自動車道	80	原山林道	1,796		
滋賀森林管理署	自動車道	90	八ツ尾山林道	1,991	1	
滋賀森林管理署	軽車道	91	八ツ尾山林道	6,016		
滋賀森林管理署	自動車道	100	深谷林道	5,139	2	
滋賀森林管理署	自動車道	101	深谷林道第一支線	400		
滋賀森林管理署	軽車道	110	南山林道	1,480		
滋賀森林管理署	自動車道	81	笹ヶ峰林業専用道	1,110		
滋賀森林管理署	自動車道	300	奥島山林道	1,102		
滋賀森林管理署	軽車道	301	奥島山林道	891		
滋賀森林管理署	自動車道	302	奥島山林道第一支線	879		
滋賀森林管理署	自動車道	303	奥島山林業専用道	857		
滋賀森林管理署	自動車道	304	奥島山(長命寺)林業専用道	160		R6新規路線
滋賀森林管理署	軽車道	310	竜王山林道	1,150	2	
滋賀森林管理署	自動車道	320	三郷山林道	5,912	3	林業専用道を含む
滋賀森林管理署	自動車道	330	神有川林道	2,960		林業専用道を含む
滋賀森林管理署	自動車道	340	榎山林道	4,076	3	
滋賀森林管理署	自動車道	341	榎山林道第一支線	795		
滋賀森林管理署	自動車道	350	神山林道	1,460		
滋賀森林管理署	軽車道	351	神山林道	467		
滋賀森林管理署	自動車道	360	太神山林道	3,720	7	
滋賀森林管理署	軽車道	361	太神山林道	152		
滋賀森林管理署	自動車道	370	六個山林道	3,100		
滋賀森林管理署	自動車道	371	六個山林道第一支線	1,068		
滋賀森林管理署	自動車道	375	六個山林業専用道	920		
滋賀森林管理署	自動車道	380	斧ヶ淵林道	701		
滋賀森林管理署	自動車道	390	岩ヶ谷林道	1,254	9	

## 対象路線・延長

署等名	細別	番号	路線名	延長(m)	橋梁(箇所)	備考
滋賀森林管理署	自動車道	400	中ノ谷林道	2,715	5	
滋賀森林管理署	自動車道	410	北谷林道	1,308		
滋賀森林管理署	自動車道	420	西山林道	1,445	1	
滋賀森林管理署	自動車道	421	西山林業専用道	752		
滋賀森林管理署	自動車道	430	木ノ下谷林道	1,788	4	
滋賀森林管理署	自動車道	440	関寺林道	455		
滋賀森林管理署	自動車道	450	小関林道	165		
滋賀森林管理署	自動車道	460	大河原林道	3,299	1	
滋賀森林管理署	自動車道	461	猪足谷支線	1,076	2	
滋賀森林管理署	自動車道	465	黒滝林道	3,832		
滋賀森林管理署	自動車道	470	清水谷林道	898		
滋賀森林管理署	自動車道	471	清水谷林道第一支線	1,119		
小計			45路線	100,615	62	
京都大阪森林管理事務所	自動車道	10	駒倉林道	3,622	1	
京都大阪森林管理事務所	自動車道	20	西方寺林道	3,768	1	
京都大阪森林管理事務所	自動車道	25	大谷林業専用道	1,400		
京都大阪森林管理事務所	自動車道	30	大谷林道	1,030	2	
京都大阪森林管理事務所	自動車道	40	奥山林道	2,374	6	
京都大阪森林管理事務所	自動車道	50	鳥垣林道	6,949		
京都大阪森林管理事務所	自動車道	51	鳥垣林道第一支線	600		
京都大阪森林管理事務所	自動車道	60	深山林道	1,480	4	
京都大阪森林管理事務所	自動車道	70	古屋林業専用道	3,601		
京都大阪森林管理事務所	自動車道	200	松尾山林道	1,065	5	
京都大阪森林管理事務所	自動車道	210	大悲山林道	1,588	4	
京都大阪森林管理事務所	自動車道	211	大悲山林道三本杉支線	738		
京都大阪森林管理事務所	自動車道	220	安祥寺林道	920		
京都大阪森林管理事務所	自動車道	221	安祥寺林道段野谷線	634		
京都大阪森林管理事務所	自動車道	230	鞍馬山林道	40	1	
京都大阪森林管理事務所	自動車道	240	久田底広林道	955	4	
京都大阪森林管理事務所	自動車道	250	片原山林道	1,568	1	
京都大阪森林管理事務所	自動車道	260	醍醐山林業専用道	2,421		
京都大阪森林管理事務所	自動車道	270	山吹山林業専用道	1,620		
京都大阪森林管理事務所	軽車道	600	東鳥取林道	1,178	1	
京都大阪森林管理事務所	自動車道	610	天上谷林道	1,975	5	
京都大阪森林管理事務所	自動車道	620	清水谷林道	667		
京都大阪森林管理事務所	自動車道	630	勝尾寺林道	686		
京都大阪森林管理事務所	自動車道	640	箕面林道	1,434	2	
小計			24路線	42,313	37	
兵庫森林管理署	自動車道	10	母子林道	984		
兵庫森林管理署	軽車道	20	高城山林道	543		
兵庫森林管理署	軽車道	30	第二高城山林道	700	2	
兵庫森林管理署	自動車道	40	太平山林道	1,833	1	
兵庫森林管理署	軽車道	50	松尾林道	653		
兵庫森林管理署	自動車道	51	松尾山林道	1,047		
兵庫森林管理署	軽車道	60	高仙寺林道	2,553	2	
兵庫森林管理署	自動車道	70	住山林道	830	2	
兵庫森林管理署	自動車道	80	妙高林道	627		
兵庫森林管理署	自動車道	90	篠ヶ峯林道	3,471	6	
兵庫森林管理署	自動車道	100	東奥谷林道	4,252	2	
兵庫森林管理署	自動車道	110	鮎屋林道	422		
兵庫森林管理署	自動車道	120	由良林道	3,022		
兵庫森林管理署	自動車道	130	柏原林道	1,500		
兵庫森林管理署	自動車道	210	熊部林道	1,696	2	
兵庫森林管理署	自動車道	220	札楽山林道	1,466	5	
兵庫森林管理署	軽車道	230	大成山林道	1,499	3	
兵庫森林管理署	自動車道	240	梯林道	2,993	5	
兵庫森林管理署	自動車道	250	河原山林道	385		
兵庫森林管理署	自動車道	251	河原山林道東谷支線	3,094	4	
兵庫森林管理署	自動車道	260	河原山口林道	1,305	2	
兵庫森林管理署	自動車道	270	本谷林道	2,615	1	
兵庫森林管理署	自動車道	280	岩上谷林道	1,952		
兵庫森林管理署	自動車道	281	岩上谷(河原山)林道	1,053		
兵庫森林管理署	自動車道	282	岩上谷林業専用道	1,020		
兵庫森林管理署	自動車道	290	黒尾山林道	1,546		
兵庫森林管理署	自動車道	300	銅山林道	3,209	7	
兵庫森林管理署	自動車道	310	大身谷林道	730		
兵庫森林管理署	自動車道	311	銅山林道幸次郎谷支線	1,120	2	
兵庫森林管理署	自動車道	320	樅木沼谷林道	9,934	10	
兵庫森林管理署	自動車道	321	樅木林道樅木支線	1,940	1	
兵庫森林管理署	自動車道	322	樅木林道志倉支線	3,622	3	
兵庫森林管理署	自動車道	323	樅木林道志倉分線	999		
兵庫森林管理署	自動車道	330	蓮花岩山林道	7,573	5	
兵庫森林管理署	自動車道	340	阿舎利林道	9,674	4	
兵庫森林管理署	自動車道	341	阿舎利林道水谷支線	1,120		
兵庫森林管理署	自動車道	342	阿舎利林道瀬戸谷支線	380	1	
兵庫森林管理署	自動車道	343	阿舎利林業専用道	4,428		
兵庫森林管理署	自動車道	350	阪水林道	3,968		林業専用道を含む
兵庫森林管理署	自動車道	360	有ヶ原林道	1,615	3	
兵庫森林管理署	自動車道	370	阿舎利(広路山)林道	6,347	5	
兵庫森林管理署	自動車道	371	マンガ谷林業専用道	1,119		
兵庫森林管理署	自動車道	380	マンガ谷林道	3,404		
兵庫森林管理署	自動車道	382	マンガ谷林道第二支線	1,168		
兵庫森林管理署	自動車道	390	坂の谷林道	7,958	6	

## 対象路線・延長

署名	細別	番号	路線名	延長(m)	橋梁(箇所)	備考
兵庫森林管理署	自動車道	391	坂の谷林道支線	1,057		
兵庫森林管理署	自動車道	400	駒前林道	2,522	3	
兵庫森林管理署	自動車道	410	赤西(音水)林道	8,576	4	
兵庫森林管理署	自動車道	411	音水林道栃谷支線	1,360	1	
兵庫森林管理署	自動車道	412	音水林道櫛谷支線	2,059	1	
兵庫森林管理署	自動車道	413	音水林道中高地谷支線	1,150	3	
兵庫森林管理署	自動車道	414	音水林道本谷分線	860	1	
兵庫森林管理署	自動車道	420	中音水林道	2,453	1	
兵庫森林管理署	自動車道	430	赤西林道	9,360	11	
兵庫森林管理署	自動車道	431	赤西林道西の谷支線	777		
兵庫森林管理署	自動車道	432	赤西林道砥石谷支線	1,249		
兵庫森林管理署	自動車道	433	赤西林道具舎利谷支線	1,294	1	
兵庫森林管理署	自動車道	440	カンカケ三室林道	10,941	8	
兵庫森林管理署	自動車道	441	カンカケ林道下カンカケ支線	2,202	4	
兵庫森林管理署	自動車道	442	カンカケ林道赤西越支線	968	1	
兵庫森林管理署	自動車道	450	滝谷林道	1,286	1	
兵庫森林管理署	自動車道	460	深山林道	2,031		
兵庫森林管理署	自動車道	461	深山林業専用道	1,000		
兵庫森林管理署	自動車道	470	天児家林道	4,171	7	
兵庫森林管理署	自動車道	471	天児家林道支線	1,383		
兵庫森林管理署	自動車道	480	三室林道	6,134	1	
兵庫森林管理署	自動車道	481	三室林道本谷支線	1,142		
兵庫森林管理署	自動車道	490	鍋ヶ谷林道	3,226	2	
兵庫森林管理署	自動車道	500	大外地林道	1,759		
兵庫森林管理署	軽車道	510	書写吹林道	1,370		
兵庫森林管理署	自動車道	610	芦谷林道	1,474	1	
兵庫森林管理署	自動車道	621	畑ヶ平林道畑ヶ平支線	614		
兵庫森林管理署	自動車道	622	畑ヶ平林道第二支線	1,721		
兵庫森林管理署	自動車道	630	藤ヶ谷林道	680		
<b>小計</b>			<b>74路線</b>	<b>188,188</b>	<b>135</b>	
奈良森林管理事務所	自動車道	10	地獄谷林道	785		
奈良森林管理事務所	自動車道	20	菩提山林道	3,298	1	
奈良森林管理事務所	自動車道	200	田口林道	1,500	6	
奈良森林管理事務所	自動車道	201	田口林道赤尾支線	950		
奈良森林管理事務所	軽車道	210	比曾林道	1,512	4	
奈良森林管理事務所	自動車道	220	高取山林道	2,160		
奈良森林管理事務所	自動車道	221	高取山林業専用道50林班線	1,040		
奈良森林管理事務所	自動車道	230	鳴川山林道	3,337	8	
奈良森林管理事務所	自動車道	240	北股林道	11,345	9	
奈良森林管理事務所	自動車道	400	赤谷林道	7,159	8	
奈良森林管理事務所	自動車道	401	赤谷林道支線	1,243	1	
奈良森林管理事務所	自動車道	410	白谷池郷林道(池郷支線)	10,552		
奈良森林管理事務所	自動車道	420	白谷池郷林道	14,128	7	
奈良森林管理事務所	自動車道	430	白谷池郷林道(白谷支線)	7,153	3	
奈良森林管理事務所	自動車道	440	入谷林道	4,677	7	
奈良森林管理事務所	自動車道	441	入谷林道支線	1,160		
奈良森林管理事務所	自動車道	450	地峯林道	1,879	5	
奈良森林管理事務所	自動車道	460	塔谷林道	4,020	3	
奈良森林管理事務所	自動車道	470	備後川林道	235		
奈良森林管理事務所	自動車道	480	赤谷伯母子林道(伯母子林道)	7,980	9	
奈良森林管理事務所	自動車道	481	赤谷伯母子林道(伯母子林道支線)	2,448	4	
奈良森林管理事務所	自動車道	482	赤谷伯母子林道(伯母子林道1033林班線)	5,151	2	
奈良森林管理事務所	自動車道	483	伯母子1031林班線	321		
奈良森林管理事務所	自動車道	490	伯母子林道1022林班線	486		
奈良森林管理事務所	自動車道	500	松股林業専用道	1,705		
<b>小計</b>			<b>25路線</b>	<b>96,224</b>	<b>77</b>	
和歌山森林管理署	自動車道	10	宮城川林道	19,012	9	
和歌山森林管理署	自動車道	11	宮城川林道奥宮城支線	2,860	1	
和歌山森林管理署	自動車道	12	宮城川林道槇尾谷支線	2,268		
和歌山森林管理署	自動車道	13	宮城川林道中の郷支線	2,273	3	
和歌山森林管理署	自動車道	14	宮城川59林班線林業専用道	240		
和歌山森林管理署	自動車道	15	宮城川64林班線林業専用道	1,060		
和歌山森林管理署	自動車道	20	善司林道	239		
和歌山森林管理署	自動車道	30	風呂の谷林道	3,198		
和歌山森林管理署	自動車道	40	宮代林道	1,098		
和歌山森林管理署	自動車道	50	坂泰林道	16,643	19	
和歌山森林管理署	自動車道	51	坂泰林道坂泰支線	1,918	3	
和歌山森林管理署	自動車道	52	坂泰林道大泰支線	2,795		
和歌山森林管理署	自動車道	53	坂泰山15林班線林業専用道	2,045		
和歌山森林管理署	自動車道	60	大塔前の川(前の川)林道	10,335		
和歌山森林管理署	自動車道	61	大塔前の川(前の川)林道法師谷支線	5,270	2	
和歌山森林管理署	自動車道	70	大越林道	5,508		
和歌山森林管理署	自動車道	71	大越林道高田支線	799		
和歌山森林管理署	自動車道	80	公門谷林道	14,357	13	
和歌山森林管理署	自動車道	90	くるみ谷林道	2,108	4	
和歌山森林管理署	自動車道	100	櫻尾林道	2,382		
和歌山森林管理署	自動車道	110	大塔前の川林道(大塔林道)	20,229	15	
和歌山森林管理署	自動車道	120	大塔前の川林道(中小屋林道)	4,910	1	
和歌山森林管理署	自動車道	130	弘法杉林道	2,317	5	
和歌山森林管理署	自動車道	131	弘法杉林道支線	801		
和歌山森林管理署	自動車道	140	四ノ谷林道	1,616	3	
和歌山森林管理署	自動車道	200	賽の谷林道	4,214	4	
和歌山森林管理署	自動車道	201	賽の谷林道サレマタ支線	1,585	2	

別紙

## 対象路線・延長

署等名	細別	番号	路線名	延長(m)	橋梁(箇所)	備考
和歌山森林管理署	自動車道	210	立花川林道	4,152	3	
和歌山森林管理署	自動車道	211	立花川林道43林班支線	1,930		
和歌山森林管理署	自動車道	220	養の谷林道	900		
和歌山森林管理署	自動車道	230	川又林道	5,044	2	
和歌山森林管理署	自動車道	231	川又林道大又谷支線	2,870	3	
和歌山森林管理署	自動車道	232	川又林道58林班支線	291		
和歌山森林管理署	自動車道	233	川又林道56林班分線	430		
和歌山森林管理署	自動車道	240	西ノ河妹尾(妹尾)林道	6,767		
和歌山森林管理署	自動車道	241	西ノ河妹尾(妹尾)林道妹尾支線	3,413		
和歌山森林管理署	自動車道	242	西ノ河寒川辻線林業専用道	2,343		
和歌山森林管理署	自動車道	243	西ノ河48林班線林業専用道	810		
和歌山森林管理署	自動車道	244	西ノ河39林班線林業専用道	2,440		
和歌山森林管理署	自動車道	310	高野森脇林道(高野林道)	3,309	7	
和歌山森林管理署	自動車道	321	奥の院林道支線	1,672		
和歌山森林管理署	自動車道	330	高野10林班線	673		
和歌山森林管理署	自動車道	340	鳴戸谷林道	827		
和歌山森林管理署	自動車道	350	別所谷林道	1,922	5	
和歌山森林管理署	自動車道	351	別所谷林道支線	100		
和歌山森林管理署	自動車道	360	御殿川林道	2,181	4	
和歌山森林管理署	自動車道	370	大滝辻林道	516	1	
和歌山森林管理署	自動車道	380	高野35林班線	2,052		林業専用道を含む
和歌山森林管理署	自動車道	390	内子谷林道	814		
和歌山森林管理署	自動車道	400	高野42林班線	807		
和歌山森林管理署	自動車道	410	高野24林班線	569		
和歌山森林管理署	自動車道	411	高野山林業専用道225林班線	2,280		
和歌山森林管理署	自動車道	420	極楽・矢立線	880		
和歌山森林管理署	自動車道	430	高野森脇林道(森脇林道)	5,841	1	
和歌山森林管理署	自動車道	431	森脇林道支線	1,015		
和歌山森林管理署	軽車道	440	西山田奥林道	1,190	3	
和歌山森林管理署	軽車道	450	地藏山林道	655		
和歌山森林管理署	自動車道	460	高野17林班線	460		
和歌山森林管理署	自動車道	550	津俣林道	3,335	4	
和歌山森林管理署	自動車道	560	下津俣林道	3,980	1	
和歌山森林管理署	軽車道	570	東鳥取林道	340		
小計			61路線	198,888	118	

## 対象路線・延長

署名	細別	番号	路線名	延長(m)	橋梁(箇所)	備考
鳥取森林管理署	自動車道	200	坂の谷林道	1,120	1	
鳥取森林管理署	自動車道	830	坂の谷林道	12,162	1	林業専用道を含む
鳥取森林管理署	自動車道	300	西鴨林道	2,195		
鳥取森林管理署	自動車道	310	檜平林道	3,527	5	
鳥取森林管理署	自動車道	311	檜平林道米富支線	760	1	
鳥取森林管理署	自動車道	320	福原奥林道	2,205	7	
鳥取森林管理署	自動車道	330	蛭山林道	1,770	1	
鳥取森林管理署	自動車道	340	清水林道	2,335	3	
鳥取森林管理署	自動車道	341	清水林道今坂谷支線	1,224	1	
鳥取森林管理署	自動車道	350	黒谷林道	1,158	2	
鳥取森林管理署	自動車道	360	五十木林道	516		
鳥取森林管理署	自動車道	370	下屋山林道	3,735	2	
鳥取森林管理署	自動車道	380	山口奥林道	2,210		
鳥取森林管理署	自動車道	390	西鴨本谷林道	1,507		
鳥取森林管理署	自動車道	400	杉谷山林道	1,944		
鳥取森林管理署	自動車道	410	土屋山林道	2,804	1	
鳥取森林管理署	自動車道	411	土屋山林道桑ノ木谷支線	423	4	
鳥取森林管理署	軽車道	420	池谷林道	2,235	3	
鳥取森林管理署	自動車道	421	池谷林業専用道	1,680		
鳥取森林管理署	軽車道	430	西山林道	0	0	廃道
鳥取森林管理署	自動車道	440	鉛山林道	975	1	
鳥取森林管理署	自動車道	441	鉛山林道ノウザミ支線	515		
鳥取森林管理署	自動車道	442	中津(鉛山)林業専用道	1,255		民地510mの扱い
鳥取森林管理署	自動車道	450	中津(中津)林道	369	4	
鳥取森林管理署	軽車道	451	中津林道尼子支線	540		
鳥取森林管理署	自動車道	460	中津(管ヶ谷)林道	5,532	1	
鳥取森林管理署	自動車道	461	管ヶ谷林道焼谷支線	1,581		林業専用道を含む
鳥取森林管理署	自動車道	470	管ヶ谷林道	3,038		
鳥取森林管理署	自動車道	480	尼子林道	2,736	1	
鳥取森林管理署	自動車道	490	鷲峰山林道	540		
鳥取森林管理署	自動車道	500	竹田谷林道	3,634	1	
鳥取森林管理署	自動車道	501	竹田谷林道塚谷支線	1,200		
鳥取森林管理署	自動車道	510	丸山頭林道	1,164		
鳥取森林管理署	自動車道	520	小畑谷林道	1,100		
鳥取森林管理署	自動車道	530	間賀林道	1,516	3	
鳥取森林管理署	自動車道	540	勝田川頭西平林道	2,116	1	
鳥取森林管理署	自動車道	550	篠谷山林道	1,132		
鳥取森林管理署	自動車道	570	第二尾上原林道	2,921		
鳥取森林管理署	自動車道	580	押手林道	4,259		
鳥取森林管理署	自動車道	590	檜ヶ原林道	1,100		
鳥取森林管理署	自動車道	600	人向山林道	1,317	1	
鳥取森林管理署	自動車道	610	水谷林道	1,728	2	
鳥取森林管理署	自動車道	620	鷲峰山林道	813		
鳥取森林管理署	自動車道	630	扇山林道	2,024		
鳥取森林管理署	自動車道	640	山王谷(山王谷第二)林道	9,196	5	
鳥取森林管理署	自動車道	650	山王谷(川奥)林道	6,345	2	
鳥取森林管理署	自動車道	660	南平林道	2,086	3	
鳥取森林管理署	自動車道	670	鈴ヶ平林道	4,809		
鳥取森林管理署	自動車道	680	西ヶ谷林道	1,101	3	
鳥取森林管理署	自動車道	691	宇波山林道77林班線	1,695	4	
鳥取森林管理署	自動車道	700	中田林道	227	1	
鳥取森林管理署	自動車道	710	穂見林道	2,596	3	
鳥取森林管理署	自動車道	720	櫛波林道	3,291	1	
鳥取森林管理署	自動車道	721	櫛波林道櫛波支線	520		
鳥取森林管理署	自動車道	730	青木林道	3,056	7	
鳥取森林管理署	自動車道	740	沖の山林道	3,739	1	林業専用道を含む
鳥取森林管理署	自動車道	741	沖の山林道沖の山支線	2,102		
鳥取森林管理署	自動車道	742	沖の山林道大川線	3,227		
鳥取森林管理署	自動車道	750	糸白見(鳴滝山)林道	3,015	4	
鳥取森林管理署	自動車道	761	鳴滝山林道後藤谷支線	2,009		
鳥取森林管理署	自動車道	770	東谷林道	535		
鳥取森林管理署	自動車道	780	那岐山林道	1,170		
鳥取森林管理署	自動車道	790	糸白見(糸白見)林道	16,974	3	
鳥取森林管理署	自動車道	800	ハサリ林道	3,308	4	
鳥取森林管理署	自動車道	810	宮の谷林道	3,685	5	
鳥取森林管理署	自動車道	831	坂の谷林道小舟山支線	1,726		
鳥取森林管理署	自動車道	840	吉川山林道	392		
鳥取森林管理署	自動車道	850	吉川山(吉川)林道	2,608		
鳥取森林管理署	自動車道	860	東因幡(畑ヶ平)林道	1,414		
鳥取森林管理署	自動車道	870	東因幡(東因幡)林道	19,173	1	
鳥取森林管理署	自動車道	871	東因幡(東因幡第一支線)林道	678		
鳥取森林管理署	自動車道	880	東因幡(扇の仙)林道	3,865	6	
鳥取森林管理署	自動車道	890	鍋割林道	3,644		
鳥取森林管理署	自動車道	891	鍋割林道鍋割支線	3,268		
鳥取森林管理署	自動車道	900	蛇谷林道	2,797		
小計			74路線	202,866	100	

## 対象路線・延長

署名	細別	番号	路線名	延長(m)	橋梁(箇所)	備考
島根森林管理署	軽車道	10	芦谷林道	3,215	6	
島根森林管理署	自動車道	20	左比壳林道	1,249		
島根森林管理署	自動車道	30	大江高山林道	1,482	1	
島根森林管理署	自動車道	40	芦谷第二林道	780		
島根森林管理署	自動車道	50	奥山林道	1,292		
島根森林管理署	自動車道	51	奥山林道支線	724		
島根森林管理署	自動車道	60	吉田林道	3,839	2	
島根森林管理署	軽車道	61	吉田林道東谷支線	788	2	
島根森林管理署	軽車道	70	細井林道	2,219		
島根森林管理署	自動車道	80	船通山林道	4,634	5	
島根森林管理署	自動車道	81	船通山林道赤川支線	1,040		
島根森林管理署	自動車道	90	八川林道	3,243	4	
島根森林管理署	自動車道	91	八川林道支線	1,300	1	
島根森林管理署	自動車道	92	八川林業専用道	2,132		
島根森林管理署	自動車道	100	熊野林道	5,878	3	
島根森林管理署	自動車道	110	佐津目林道	670		
島根森林管理署	軽車道	120	深山林道	1,100	2	
島根森林管理署	軽車道	130	飯田山林道	500		
島根森林管理署	軽車道	140	小田林道	707		
島根森林管理署	軽車道	141	小田林道	2,050		
島根森林管理署	自動車道	150	イザナミ林道	2,566	2	
島根森林管理署	自動車道	160	鯛ノ巣林道	1,751	2	
島根森林管理署	軽車道	170	長谷林道	1,440	1	
島根森林管理署	自動車道	180	大志戸林道	2,131	2	
島根森林管理署	自動車道	190	程原林道	2,830		
島根森林管理署	自動車道	191	程原2 2 8 林班線林業専用道	1,160		
島根森林管理署	自動車道	210	第二柿木山林道	920		
島根森林管理署	自動車道	215	第二柿木山林道支線	2,840		
島根森林管理署	自動車道	220	芭蕉山林道	2,174	3	
島根森林管理署	自動車道	230	後畑林道	6,285	1	
島根森林管理署	自動車道	231	後畑林道支線	855		
島根森林管理署	自動車道	240	会下林道	3,999	4	
島根森林管理署	自動車道	241	会下林道 1 2 0 3 林班支線	715	1	
島根森林管理署	軽車道	250	田水林道	5,391		
島根森林管理署	自動車道	260	菅の谷林道	3,328	5	
島根森林管理署	軽車道	261	菅の谷林道	887		
島根森林管理署	自動車道	270	一の丸林道	800		
島根森林管理署	自動車道	280	泉谷林道	869		
島根森林管理署	自動車道	290	泉谷林道(花の谷)	603		
島根森林管理署	自動車道	300	酒谷林道	478		
島根森林管理署	自動車道	310	大滝林道	2,420		
島根森林管理署	自動車道	320	今山林道	1,076		
島根森林管理署	自動車道	330	潮花谷林道	8,250	12	
島根森林管理署	自動車道	340	双子林道	4,665	1	
島根森林管理署	自動車道	350	大榎谷林道	5,295	8	
島根森林管理署	自動車道	351	大榎谷林道 2 5 0 林班支線	691		
島根森林管理署	自動車道	360	都賀行林道(竹山)	6,099	4	
島根森林管理署	自動車道	370	長者原林道	949	2	
島根森林管理署	自動車道	380	日平林道	741		
島根森林管理署	自動車道	391	艾山林道 2 4 2 林班支線	2,345		
島根森林管理署	自動車道	400	鍋山林道	2,256		
島根森林管理署	自動車道	410	猪谷林道	3,687	6	
島根森林管理署	自動車道	411	猪谷林道 2 4 9 林班支線	1,464	1	
島根森林管理署	自動車道	420	唐谷林道	962	5	
島根森林管理署	自動車道	430	曲山林道	976	1	
島根森林管理署	自動車道	431	曲山林道 2 2 4 林班支線	353	1	
島根森林管理署	自動車道	432	曲山林道 2 2 7 林班支線	2,598		
島根森林管理署	自動車道	440	一本杉林道	872		
島根森林管理署	自動車道	450	新道路林道	5,997	6	
島根森林管理署	自動車道	451	新道路林道 2 3 3 林班支線	793		
島根森林管理署	自動車道	460	潮谷林道	7,129	2	
島根森林管理署	自動車道	470	挽木山林道	1,454		
島根森林管理署	自動車道	480	雲井山林道	785		
島根森林管理署	自動車道	490	十文字林道	4,045		
島根森林管理署	自動車道	500	立岩林道	2,092	4	
島根森林管理署	自動車道	510	芦谷林道	1,142		
島根森林管理署	自動車道	520	栃谷林道 3 0 3 林班線	808		
島根森林管理署	自動車道	600	深谷林道	41		島根県41
島根森林管理署	自動車道	610	深谷林道	3,205	5	山口県3,205
島根森林管理署	自動車道	620	馬角林道	622	2	
島根森林管理署	自動車道	630	梶谷仏峠(梶谷)林道	7,274	8	
島根森林管理署	自動車道	631	梶谷林道支線	1,016		
島根森林管理署	自動車道	640	鈴ノ大谷(鈴ノ大谷)林道	665	1	
島根森林管理署	自動車道	650	鈴ノ大谷(入江山)林道	8,508	7	林業専用道を含む
島根森林管理署	自動車道	660	左鍔(杉山)林道	4,077	3	
島根森林管理署	自動車道	670	鈴ノ大谷(長崎山)林道	2,420	6	
島根森林管理署	自動車道	671	長崎山林道支線	825	1	
島根森林管理署	自動車道	680	黒瀬山林道	2,449	4	
島根森林管理署	自動車道	690	白井米山(白井)林道	3,914	3	
島根森林管理署	自動車道	700	白井米山(猿田原)林道	3,791	3	
島根森林管理署	自動車道	710	白井米山(小峰)林道	362		
島根森林管理署	自動車道	720	梶谷仏峠(仏峠)林道	5,323		
島根森林管理署	自動車道	721	梶谷仏峠林道(仏峠支線)	2,959	3	

別紙

## 対象路線・延長

署等名	細別	番号	路線名	延長(m)	橋梁(箇所)	備考
島根森林管理署	自動車道	730	鈴ノ大谷(黒瀬山)林道	1,615		
島根森林管理署	自動車道	740	鹿足河内大谷(鹿足河内)林道	6,044	9	
島根森林管理署	自動車道	741	鹿足河内大谷(本谷支線)林道	1,199		
島根森林管理署	自動車道	742	鹿足河内大谷(右ヶ谷支線)林道	1,815		
島根森林管理署	自動車道	750	鹿足河内大谷(大谷)林道	2,261	4	
島根森林管理署	自動車道	760	幅井谷林道	1,288	2	
島根森林管理署	自動車道	770	白井米山(米山)林道	2,457	2	
島根森林管理署	自動車道	780	芦谷林道	4,663	3	
島根森林管理署	自動車道	790	左鐙(猪木谷)林道	1,041	1	
島根森林管理署	自動車道	800	左鐙(中内谷)林道	5,591	4	
島根森林管理署	自動車道	801	中内谷林道支線	1,696		
島根森林管理署	自動車道	802	中内谷林道奥山東支線	1,164		
島根森林管理署	自動車道	803	中内谷島支線	1,273		
島根森林管理署	自動車道	820	高鉢山林道	1,780	3	
島根森林管理署	自動車道	830	左鐙(奥谷)林道	5,553		
島根森林管理署	自動車道	840	左鐙(大須江)林道	2,964		
島根森林管理署	自動車道	850	大魚林道	2,488	1	
島根森林管理署	自動車道	870	第二明ヶ原林道	2,850		
島根森林管理署	自動車道	880	広見林道	3,300	6	
島根森林管理署	自動車道	890	中ノ甲亀井谷(亀井谷)林道	2,788	2	
島根森林管理署	自動車道	891	亀井谷林道支線	323		
島根森林管理署	自動車道	900	三の滝	2,187		
島根森林管理署	自動車道	910	大山林業専用道	990		
小計			106路線	255,589	183	

## 対象路線・延長

署名	細別	番号	路線名	延長(m)	橋梁(箇所)	備考
岡山森林管理署	自動車道	10	本山林道	1,449	4	
岡山森林管理署	自動車道	20	高ノ峰林道	908		
岡山森林管理署	軽車道	21	高ノ峰林道102林班線	269	2	
岡山森林管理署	軽車道	22	高ノ峰林道	565		
岡山森林管理署	自動車道	23	高ノ峰林業専用道	1,100		
岡山森林管理署	自動車道	31	大戸山林道113林班線	1,124		
岡山森林管理署	軽車道	32	大戸山林道111林班線	1,078		
岡山森林管理署	自動車道	33	大戸山林道109林班線	1,480		
岡山森林管理署	自動車道	34	押淵林業専用道	1,300		
岡山森林管理署	自動車道	40	白水山林道	1,513	4	
岡山森林管理署	自動車道	41	白水山林道126林班線	1,021	1	
岡山森林管理署	自動車道	42	白水山林道支線	767		
岡山森林管理署	自動車道	50	袴ヶ仙林道	1,941	2	
岡山森林管理署	自動車道	60	立木津林道	4,291	7	林業専用道を含む
岡山森林管理署	自動車道	70	那岐山林道	3,408	1	
岡山森林管理署	自動車道	71	那岐山林道支線	2,553		
岡山森林管理署	自動車道	80	屋敷谷林道	760		
岡山森林管理署	自動車道	90	津川山林道	1,367	9	
岡山森林管理署	自動車道	91	津川山林道85林班線	686		
岡山森林管理署	自動車道	92	津川山林道81林班線	986	1	
岡山森林管理署	自動車道	93	津川山林道74林班線	584		
岡山森林管理署	自動車道	94	津川山林道71林班線	1,682		
岡山森林管理署	自動車道	95	津川山林道70林班線	1,920		
岡山森林管理署	自動車道	96	津川山林道72林班線	1,212		
岡山森林管理署	自動車道	100	大谷山林道	2,805		
岡山森林管理署	自動車道	110	大鯖林道	1,503		
岡山森林管理署	自動車道	120	五輪原林道	5,432	2	
岡山森林管理署	自動車道	130	岩淵林道	3,634	6	
岡山森林管理署	自動車道	131	岩淵林道62林班線	923	1	
岡山森林管理署	自動車道	140	根知山林道	1,465	2	
岡山森林管理署	自動車道	150	根知遠藤林道	2,226	3	
岡山森林管理署	自動車道	160	角ヶ仙林道	1,031		
岡山森林管理署	自動車道	170	黒木林道	4,655		
岡山森林管理署	自動車道	181	遠藤林道白川線	3,170	3	
岡山森林管理署	自動車道	182	遠藤林道三ツ子原線	4,863	1	
岡山森林管理署	自動車道	183	根知遠藤林道支線	4,451		
岡山森林管理署	自動車道	190	宮ヶ谷林道	103	3	
岡山森林管理署	自動車道	200	赤和瀬林道	335	4	
岡山森林管理署	自動車道	201	赤和瀬林道支線	700		
岡山森林管理署	自動車道	210	池川山林道	1,001	2	
岡山森林管理署	自動車道	220	第二池川山林道	882		
岡山森林管理署	自動車道	230	石越林道	1,184	1	
岡山森林管理署	自動車道	240	越畑林道	3,936	1	
岡山森林管理署	自動車道	241	越畑林道55林班線	1,939		
岡山森林管理署	自動車道	250	泉山林道	4,667		
岡山森林管理署	自動車道	260	井水山林道	1,282		
岡山森林管理署	自動車道	270	寸尾山林道	347		
岡山森林管理署	自動車道	275	日笠山林道	2,200		
岡山森林管理署	軽車道	280	熊山林道	449		
岡山森林管理署	自動車道	281	熊山林道	5,486		
岡山森林管理署	軽車道	290	八反山林道	690		
岡山森林管理署	自動車道	300	東山林道	1,400	1	
岡山森林管理署	自動車道	305	古谷林道	1,636	6	
岡山森林管理署	自動車道	310	飽谷林道	576		
岡山森林管理署	自動車道	311	古谷林道(29林班線)	4,287		
岡山森林管理署	自動車道	312	古谷林道(蔵原林道長者原支線)	3,259	1	
岡山森林管理署	自動車道	313	古谷林道(蔵原林道ケヤキ谷支線)	1,101		
岡山森林管理署	自動車道	320	古谷(冥加谷)林道	900	1	
岡山森林管理署	自動車道	321	冥加谷林道岩谷支線	3,541		
岡山森林管理署	軽車道	330	大唐打林道	1,010	1	
岡山森林管理署	自動車道	335	菅谷林道	2,430		
岡山森林管理署	自動車道	340	蔵原林道	2,322		
岡山森林管理署	自動車道	345	赤瀧林道	1,600		
岡山森林管理署	自動車道	350	古寺林道	750		
岡山森林管理署	自動車道	355	天木山林道	4,545	2	
岡山森林管理署	自動車道	356	天木山林道天銀支線	1,301		
岡山森林管理署	自動車道	370	樋谷林道	2,229	3	
岡山森林管理署	自動車道	375	明石林道	2,165		
岡山森林管理署	自動車道	380	用郷林道	4,183		林業専用道を含む
岡山森林管理署	自動車道	385	小杉林道	959		
岡山森林管理署	自動車道	386	小杉林道実谷支線	1,668		
岡山森林管理署	自動車道	400	高太郎林道	2,380	2	
岡山森林管理署	軽車道	405	込山林道	2,155		
岡山森林管理署	軽車道	406	込山林道横内支線	1,084	2	
岡山森林管理署	自動車道	420	法曾林道	4,746	2	
岡山森林管理署	自動車道	425	栗尾林道	1,370		
岡山森林管理署	自動車道	430	竹谷山林道	2,881	2	
岡山森林管理署	自動車道	431	竹谷山林業専用道	1,328		
岡山森林管理署	自動車道	435	大蔭林道	3,416	3	
岡山森林管理署	自動車道	400	小吹林道	6,141	5	
岡山森林管理署	自動車道	441	小吹林道小吹山支線	1,040		
岡山森林管理署	自動車道	442	小吹林道580林班線	1,574		林業専用道を含む
岡山森林管理署	自動車道	450	三室林道	1,790	3	

## 対象路線・延長

署名	細別	番号	路線名	延長(m)	橋梁(箇所)	備考
岡山森林管理署	自動車道	451	三室林道宇谷支線	1,277		
岡山森林管理署	自動車道	452	三室林道581林班線	969		
岡山森林管理署	自動車道	453	三室林業専用道582林班線	1,226		
岡山森林管理署	自動車道	454	三室林業専用道581林班線	155		
岡山森林管理署	自動車道	470	宮ノ谷林道	3,962	7	
岡山森林管理署	自動車道	471	宮ノ谷林道大野田支線	3,286	3	
岡山森林管理署	自動車道	472	宮ノ谷林道トイ谷分線	1,757		
岡山森林管理署	自動車道	480	青笹林道	1,162		
岡山森林管理署	軽車道	485	コブトチ林道	536		
岡山森林管理署	自動車道	490	釜谷林道	2,942	1	
岡山森林管理署	自動車道	491	釜谷林道戸坂支線	1,985		
岡山森林管理署	自動車道	500	トビス林道	627		
岡山森林管理署	自動車道	505	入開山林道	2,539		
岡山森林管理署	自動車道	510	三光山林道	2,830	6	
岡山森林管理署	自動車道	511	三光山林道滑谷支線	810	2	
岡山森林管理署	自動車道	512	三光山林道日長谷支線	2,183		
岡山森林管理署	自動車道	513	三光山林道奥信谷支線	4,171		
岡山森林管理署	自動車道	514	三光山林道本谷支線	1,052	2	
岡山森林管理署	自動車道	520	力谷林道	1,151		
岡山森林管理署	軽車道	521	力谷林道	4,036	2	
岡山森林管理署	自動車道	530	向山林道	800	2	
岡山森林管理署	自動車道	535	入鹿高下林道	1,786		
岡山森林管理署	自動車道	540	三飛峠林道	1,050		
岡山森林管理署	自動車道	545	西方林道	2,320	2	
岡山森林管理署	自動車道	550	佐与谷林道	650		
岡山森林管理署	自動車道	555	吹屋林道	5,213		
岡山森林管理署	自動車道	560	雄山林道	280		
岡山森林管理署	軽車道	565	竜ノ口林道	1,261	1	
岡山森林管理署	自動車道	570	八幡宮林道	1,970		
岡山森林管理署	自動車道	575	高松山林道	1,338		
岡山森林管理署	自動車道	580	小森林道	334		
岡山森林管理署	自動車道	585	第二小本宮林道	6,587		
岡山森林管理署	自動車道	590	小本宮林道	1,264	2	
岡山森林管理署	自動車道	595	畑ヶ鳴林道	5,328	1	
岡山森林管理署	自動車道	600	加茂山林道	1,815		
岡山森林管理署	自動車道	605	大榎林道	3,060		
岡山森林管理署	自動車道	610	第二大榎林道	800	1	
岡山森林管理署	自動車道	615	境谷林道	601	1	
岡山森林管理署	自動車道	620	宮谷林道	2,654	1	
岡山森林管理署	自動車道	625	小榎林道	2,392		
岡山森林管理署	自動車道	635	第二高松山林道	3,858		
岡山森林管理署	自動車道	636	第二高松山林道支線	125		
岡山森林管理署	自動車道	645	黒方谷林道	902		
岡山森林管理署	自動車道	650	縦木林道	2,931	5	
岡山森林管理署	自動車道	655	金子谷林道	1,410	2	
岡山森林管理署	自動車道	656	金子谷支線	500		
岡山森林管理署	自動車道	660	花村林道	3,450	5	
岡山森林管理署	自動車道	661	花村林道52林班線	765		
岡山森林管理署	自動車道	662	花村林道支線	130		
岡山森林管理署	自動車道	670	奥山林道	375		
岡山森林管理署	自動車道	675	土倉山林道	2,217	2	
岡山森林管理署	自動車道	676	土倉山林道56林班線	461		
岡山森林管理署	自動車道	677	土倉山林道支線(61林班線)	630		
岡山森林管理署	自動車道	678	土倉山林道支線(60林班線)	1,887		
岡山森林管理署	軽車道	685	城山林道	1,164		
岡山森林管理署	自動車道	690	堂ヶ谷林道	121		
岡山森林管理署	自動車道	695	上ヶ谷林道	60		
岡山森林管理署	自動車道	700	桂山林道	3,909	5	
岡山森林管理署	自動車道	701	桂山林道20林班線	1,398		
岡山森林管理署	自動車道	710	長谷林道	1,403		
岡山森林管理署	自動車道	715	本宮林道	4,106	3	
岡山森林管理署	自動車道	720	第二高松山林道24林班支線	452		
岡山森林管理署	自動車道	800	出合山林道	2,144	4	
岡山森林管理署	自動車道	810	出合山本谷林道	2,340	7	
岡山森林管理署	自動車道	811	出合山本谷林道支線	1,170	1	
岡山森林管理署	自動車道	820	檜山林道	2,223	4	
岡山森林管理署	自動車道	821	檜山林道キロミ支線	748		
岡山森林管理署	自動車道	830	霞ヶ仙林道	8,383	1	
岡山森林管理署	自動車道	831	霞ヶ仙林道支線	2,125		
岡山森林管理署	自動車道	832	霞ヶ仙ヒラメ谷林道	1,451	1	
岡山森林管理署	自動車道	840	上杉山林道	895		
岡山森林管理署	自動車道	850	山生林道	433		
岡山森林管理署	自動車道	860	伴原林道	6,311		
岡山森林管理署	自動車道	871	星山林道菅谷支線	4,753		
岡山森林管理署	自動車道	880	大ナメラ林道	6,532	3	
岡山森林管理署	自動車道	890	北の谷林道	5,497	2	
岡山森林管理署	自動車道	900	芝山林道	3,740	3	
岡山森林管理署	自動車道	910	一の茅林道	654	2	
岡山森林管理署	自動車道	920	津黒林道	1,393		
岡山森林管理署	自動車道	930	三阪山林道	1,800	4	
岡山森林管理署	自動車道	940	杉成林道	1,180	2	
岡山森林管理署	自動車道	950	山の神谷林道	3,499		
岡山森林管理署	自動車道	951	山の神谷林道野田線	4,194		林業専用道を含む

## 対象路線・延長

署等名	細別	番号	路線名	延長(m)	橋梁(箇所)	備考
岡山森林管理署	自動車道	952	山の神谷林業専用道東南線	588		
岡山森林管理署	自動車道	955	深谷林業専用道1051林班線	1,160		
岡山森林管理署	自動車道	960	高山花の滝林道	3,668	4	
小計			169路線	346,384	188	
広島北部森林管理署	自動車道	10	七ヶ所山林道	5,195	1	
広島北部森林管理署	自動車道	20	第二七ヶ所山林道	3,244		
広島北部森林管理署	自動車道	30	油木林道	1,802	2	
広島北部森林管理署	自動車道	40	賽ヶ谷林道	2,699		
広島北部森林管理署	自動車道	41	賽ヶ谷林道支線	449		
広島北部森林管理署	自動車道	50	比和奥山林道	530	1	
広島北部森林管理署	自動車道	51	比和奥山林道支線	974	2	
広島北部森林管理署	自動車道	60	甲野村山林道	500	3	
広島北部森林管理署	自動車道	61	甲野村山林業専用道	854		
広島北部森林管理署	自動車道	70	奈良谷林道	650	2	
広島北部森林管理署	自動車道	80	伊与谷林道	6,977	14	
広島北部森林管理署	自動車道	81	伊与谷林道釜ヶ峰支線	970		
広島北部森林管理署	自動車道	82	伊与谷林道岩根支線	2,935	6	
広島北部森林管理署	自動車道	83	伊与谷林道番蔵谷支線	1,502		
広島北部森林管理署	自動車道	84	伊与谷林道第二釜ヶ峰山支線	2,910		
広島北部森林管理署	自動車道	85	伊与谷林業専用道	1,394		
広島北部森林管理署	自動車道	90	戸ノ丸山林道	2,955		
広島北部森林管理署	自動車道	100	大番山林道	2,257	3	
広島北部森林管理署	自動車道	101	大番山林道支線	527		
広島北部森林管理署	自動車道	110	藤根原林道	3,782	1	
広島北部森林管理署	自動車道	111	藤根原林道支線	1,707		
広島北部森林管理署	自動車道	120	宇遠木山林道	2,535	4	
広島北部森林管理署	自動車道	121	鳴瀬山林業専用道	880		
広島北部森林管理署	自動車道	130	若山林道	3,100		
広島北部森林管理署	自動車道	140	三田谷林道	500		
広島北部森林管理署	自動車道	150	犬伏山林道(亀谷林道)	7,195	6	
広島北部森林管理署	自動車道	151	亀谷山林業専用道	1,667		
広島北部森林管理署	自動車道	152	犬伏山林業専用道	880		
広島北部森林管理署	自動車道	161	亀谷林道支線	1,311		
広島北部森林管理署	自動車道	170	歌ヶ谷林道	2,005	3	
広島北部森林管理署	自動車道	180	片フタ山林道	820		
広島北部森林管理署	自動車道	190	熊谷山林道	2,833		
広島北部森林管理署	自動車道	200	第三犬伏山林道	2,080		
広島北部森林管理署	自動車道	210	第二大山林道	4,434		
広島北部森林管理署	自動車道	220	第二犬伏林道	1,795	3	
広島北部森林管理署	自動車道	230	井ノ内林道	530	2	
広島北部森林管理署	自動車道	240	尻無山林道	2,737		
広島北部森林管理署	自動車道	250	鉄井山林道	541		
広島北部森林管理署	自動車道	260	高地山林道	2,432	1	
広島北部森林管理署	自動車道	270	第二高地山林道	812		
広島北部森林管理署	自動車道	280	安瀬平山林道	330		
広島北部森林管理署	自動車道	290	平原山林道	380		
広島北部森林管理署	自動車道	300	柿原山林道	330		
広島北部森林管理署	自動車道	310	桑木山林道	522		
広島北部森林管理署	自動車道	320	津々良山林道	3,055		
広島北部森林管理署	自動車道	330	第二津々良林道	1,823		
広島北部森林管理署	自動車道	331	第二津々良林道支線	908		
広島北部森林管理署	自動車道	340	指谷篠原林道(指谷林道)	1,485	3	
広島北部森林管理署	自動車道	341	指谷篠原林道(大万木林道)	7,949	7	
広島北部森林管理署	自動車道	342	指谷篠原林道(大万木林道支線)	1,795	1	
広島北部森林管理署	自動車道	351	大万木林道三國谷支線	1,440	1	
広島北部森林管理署	自動車道	360	俵原山林道	1,252		
広島北部森林管理署	自動車道	361	俵原山林道北谷支線	780		
広島北部森林管理署	自動車道	370	名荷谷山林道	2,300	2	
広島北部森林管理署	自動車道	371	名荷谷山林業専用道	1,388		
広島北部森林管理署	自動車道	380	倉造山林道	1,250		
広島北部森林管理署	自動車道	390	細越谷林道	600		
広島北部森林管理署	自動車道	410	新重山林道	3,341	1	
広島北部森林管理署	自動車道	420	石屋山林道	343		
広島北部森林管理署	自動車道	430	大谷山林道	1,100		
広島北部森林管理署	自動車道	440	高柴林道	589	1	
広島北部森林管理署	自動車道	450	新元重山林道	1,928		
広島北部森林管理署	自動車道	451	新元重山林業専用道	1,596		
広島北部森林管理署	自動車道	460	坂瀬川林道	2,933	1	
広島北部森林管理署	自動車道	461	第二新元重山林業専用道	1,272		
広島北部森林管理署	自動車道	470	第二通ヶ谷林道	1,175		
広島北部森林管理署	自動車道	471	第二通ヶ谷林道支線	535		
広島北部森林管理署	自動車道	480	通ヶ谷林道	2,000		
広島北部森林管理署	自動車道	481	通ヶ谷林道通ヶ谷支線	1,470		
広島北部森林管理署	自動車道	490	西ヨナン山林道	1,473	5	
広島北部森林管理署	自動車道	510	東山林道	4,509		
広島北部森林管理署	自動車道	520	第二寺風呂林道	1,358	1	
広島北部森林管理署	自動車道	530	寺風呂林道	1,300		
広島北部森林管理署	自動車道	540	第三寺風呂林道	1,021		
広島北部森林管理署	自動車道	550	御所ヶ谷林道	1,726	4	
広島北部森林管理署	自動車道	560	星居山林道	1,100	2	
広島北部森林管理署	自動車道	570	第二星居山林道	926		
広島北部森林管理署	自動車道	581	奥石林道第二支線	720		
広島北部森林管理署	自動車道	590	京山林道	1,500	2	

別紙

## 対象路線・延長

署等名	細別	番号	路線名	延長(m)	橋梁(箇所)	備考
広島北部森林管理署	自動車道	600	御神山林道	965		
広島北部森林管理署	自動車道	700	鉦原林道	2,885		
広島北部森林管理署	自動車道	701	鉦原林道第二支線	433	1	
広島北部森林管理署	自動車道	702	鉦原林道第一支線	666	1	
広島北部森林管理署	自動車道	710	田尻陰地山林道	650		
広島北部森林管理署	自動車道	720	第二七ノ山林道	1,700		
広島北部森林管理署	自動車道	730	ヒノ山林道	689		
広島北部森林管理署	自動車道	740	第三大造林道	900	3	
広島北部森林管理署	自動車道	750	明現林道	807	3	
広島北部森林管理署	自動車道	760	野路山林道	1,622		
広島北部森林管理署	自動車道	761	野路山林道野路山支線	37		
広島北部森林管理署	自動車道	770	溝ヶ峠林道	2,385		
広島北部森林管理署	自動車道	920	大土山林道芳ヶ谷支線	1,555		
広島北部森林管理署	自動車道	921	大土山林道第二芳ヶ谷支線	969		
広島北部森林管理署	自動車道	930	谷坂山林道	1,130	2	
広島北部森林管理署	自動車道	931	谷坂山林道支線	1,098	1	
広島北部森林管理署	自動車道	940	第二谷坂林道	433	1	
広島北部森林管理署	自動車道	951	鷹山林道(向原線)	4,620		
広島北部森林管理署	自動車道	960	久賀山林道	787		
広島北部森林管理署	自動車道	970	南樞山林道	1,800		
小計			99路線	171,533	97	

## 対象路線・延長

署名	細別	番号	路線名	延長(m)	橋梁(箇所)	備考
広島森林管理署	自動車道	10	第三仏通寺山林道	2,045	1	
広島森林管理署	自動車道	20	稗島山林道1010林班線	2,017	1	
広島森林管理署	自動車道	21	稗島山林道1008林班線	2,087	5	
広島森林管理署	自動車道	30	馬の背林道	6,525	5	
広島森林管理署	自動車道	40	第二仏通寺山林道	4,051		
広島森林管理署	自動車道	50	有松山林道	980		
広島森林管理署	自動車道	70	西山林道	350		
広島森林管理署	自動車道	80	深山林道	1,095		
広島森林管理署	自動車道	90	第二深山林道	852		
広島森林管理署	自動車道	100	第三深山林道	1,569		
広島森林管理署	自動車道	110	第二姥ヶ原山林道	1,660	1	
広島森林管理署	自動車道	111	第二姥ヶ原山林道支線	2,322		
広島森林管理署	自動車道	120	北方林道	800		
広島森林管理署	自動車道	130	用倉山林道	2,040		
広島森林管理署	自動車道	140	篁山林道	513		
広島森林管理署	自動車道	150	鷹の巣山林道	822		
広島森林管理署	自動車道	151	鷹の巣山林道2林班線	877		
広島森林管理署	自動車道	160	段原山林道	1,479		
広島森林管理署	自動車道	161	段原山林道支線	169		
広島森林管理署	自動車道	170	花茎山林道	700		
広島森林管理署	自動車道	180	第二花茎山林道	3,535		
広島森林管理署	自動車道	190	田の口山林道	357		
広島森林管理署	自動車道	200	小田山林道	4,836		
広島森林管理署	自動車道	210	土山大谷林道	3,598	4	
広島森林管理署	自動車道	220	野路山林道	6,634		
広島森林管理署	自動車道	221	野路山林道40林班線	2,757	5	
広島森林管理署	自動車道	222	野路山林道立小路線	3,796	1	
広島森林管理署	自動車道	223	野路山林道下立小路線	2,615		
広島森林管理署	自動車道	224	野路山林業専用道	2,680		
広島森林管理署	自動車道	230	膳棚山林道	1,180	2	
広島森林管理署	自動車道	240	野路山中腹林道	2,418		
広島森林管理署	自動車道	250	第二野路山林道	9,634		
広島森林管理署	自動車道	251	第二野路山林道支線	1,197	1	
広島森林管理署	自動車道	260	大積山林道	4,674		
広島森林管理署	自動車道	261	大積山林業専用道	2,208		
広島森林管理署	自動車道	270	包岩林道	4,019		
広島森林管理署	自動車道	271	ミセン山林業専用道	1,000		
広島森林管理署	自動車道	280	清六山林道	754		
広島森林管理署	自動車道	290	唐松山林道	1,100		
広島森林管理署	自動車道	291	唐松山林道唐松山支線	1,180	1	
広島森林管理署	自動車道	300	猿ヶ馬場林道	500	1	
広島森林管理署	自動車道	310	火呑山林道	880		
広島森林管理署	自動車道	321	赤滝林道第四支線	308		
広島森林管理署	軽車道	322	赤滝林道第三支線	1,100		
広島森林管理署	自動車道	330	川井谷林道	451		
広島森林管理署	自動車道	331	川井谷林道川井谷支線	993		
広島森林管理署	自動車道	340	細窪谷林道	1,250		
広島森林管理署	自動車道	350	第二細窪谷林道	707		
広島森林管理署	自動車道	360	赤奴田林道	776		
広島森林管理署	自動車道	370	神子原林道	3,495		
広島森林管理署	自動車道	371	神子原林道神子原支線	1,784		
広島森林管理署	自動車道	372	赤滝山林業専用道	2,134		
広島森林管理署	自動車道	380	笛木山林道	2,119		
広島森林管理署	自動車道	390	第二笛木山林道	1,790		
広島森林管理署	自動車道	400	第二甲山林道	1,100	4	
広島森林管理署	自動車道	410	第三馬乗山林道	2,300		
広島森林管理署	自動車道	420	馬乗山林道	800	2	
広島森林管理署	自動車道	421	馬乗山林道第二支線	1,274	1	
広島森林管理署	自動車道	430	櫛ヶ端山林道	400		
広島森林管理署	自動車道	440	第二櫛ヶ端山林道	1,921		
広島森林管理署	自動車道	450	川東山林道	610		
広島森林管理署	自動車道	460	黒木線林道	2,000		
広島森林管理署	自動車道	470	島串線林道	1,300		
広島森林管理署	自動車道	480	串の丸林道	573		
広島森林管理署	自動車道	490	久賀山林道	2,009		
広島森林管理署	自動車道	500	第三光林寺林道	1,760		
広島森林管理署	自動車道	530	中山林道	280		
広島森林管理署	自動車道	540	木頃山林道	1,475	2	
広島森林管理署	自動車道	541	木頃山林道木頃山支線	1,204	1	
広島森林管理署	自動車道	550	新中山林道	350		
広島森林管理署	自動車道	560	空山林道	1,500		
広島森林管理署	自動車道	561	空山林道空山支線	1,075		
広島森林管理署	自動車道	562	空山林道空山分線	254		
広島森林管理署	自動車道	570	篠原林道	3,210		
広島森林管理署	自動車道	580	上篠原林道	534		
広島森林管理署	自動車道	590	野路山林道野路山支線	112		
広島森林管理署	自動車道	600	伯耆迫山林道	78		
広島森林管理署	軽車道	610	上一飯谷林道	674	1	
広島森林管理署	軽車道	620	下一飯谷林道	1,075	1	
広島森林管理署	自動車道	630	上大山林道	460		
広島森林管理署	自動車道	640	第二火の見山林道	900		
広島森林管理署	自動車道	650	檜山林道	700	1	
広島森林管理署	自動車道	660	押手山林道	2,914		

## 対象路線・延長

署等名	細別	番号	路線名	延長(m)	橋梁(箇所)	備考
広島森林管理署	自動車道	661	押手山林道支線	670		
広島森林管理署	自動車道	670	中尾山林道	770	2	
広島森林管理署	自動車道	680	穴郷林道	8,140	1	
広島森林管理署	自動車道	690	笹ヶ丸山林道	1,683		
広島森林管理署	自動車道	691	笹ヶ丸山林道支線	4,770		
広島森林管理署	自動車道	700	尻高山林道	1,251	2	
広島森林管理署	自動車道	710	奥井野林道	383	1	
広島森林管理署	自動車道	720	二重山林道	430		
広島森林管理署	自動車道	730	姫路林道	1,589		
広島森林管理署	自動車道	740	第三奥井野林道	2,556		
広島森林管理署	自動車道	750	二ツ城林道	1,447		
広島森林管理署	自動車道	760	麻下林道	1,120		
広島森林管理署	軽車道	770	宮島林道多々良	2,418	6	
広島森林管理署	自動車道	780	黒打山林道	1,483		林業専用道を含む
広島森林管理署	自動車道	781	黒打山林道	700		林業専用道を含む
広島森林管理署	自動車道	790	ヤビツカゴ林道	1,295	1	
広島森林管理署	自動車道	800	篠ヶ原山林道	4,573	1	
広島森林管理署	自動車道	810	恵下谷林道	6,975	12	
広島森林管理署	自動車道	820	恵下谷(東郷山)林道	2,951	2	
広島森林管理署	自動車道	830	白砂谷林道	1,060		
広島森林管理署	自動車道	840	根武谷林道	2,520		
広島森林管理署	自動車道	850	一本松山林道	2,072	2	
広島森林管理署	自動車道	870	第二筒賀鷹ノ巣山林道	1,910		
広島森林管理署	自動車道	880	中の甲亀井谷(十方山)林道	15,841	15	
広島森林管理署	自動車道	890	下山林道	6,646	1	
広島森林管理署	自動車道	891	下山林道支線	827		
広島森林管理署	自動車道	900	十方山細見谷林道	3,554		
広島森林管理署	自動車道	910	中の甲亀井谷(中の甲)林道	6,615	3	
広島森林管理署	自動車道	911	中の甲林業専用道	730		
広島森林管理署	軽車道	950	鷹山林道	2,796	5	
小計			113路線	234,029	95	
山口森林管理事務所	自動車道	10	寂地林道	5,481	2	
山口森林管理事務所	自動車道	20	高鉢山林道	2,938		
山口森林管理事務所	自動車道	30	右谷山林道	3,372		
山口森林管理事務所	自動車道	40	容谷山林道	822	2	
山口森林管理事務所	自動車道	50	城山林道	911	9	
山口森林管理事務所	自動車道	60	城山林業専用道	420		
山口森林管理事務所	自動車道	200	滑林道	10,073	3	
山口森林管理事務所	自動車道	201	滑林道半五郎支線	2,542	2	
山口森林管理事務所	自動車道	202	滑林道日暮支線	2,999		
山口森林管理事務所	自動車道	203	滑林道密成支線	1,641	3	
山口森林管理事務所	自動車道	204	滑林道柵尾支線	2,982	1	
山口森林管理事務所	自動車道	205	滑林道第一支線	1,485		
山口森林管理事務所	自動車道	206	滑山野夫第一林業専用道	900		
山口森林管理事務所	自動車道	207	半五郎林業専用道	1,998		
山口森林管理事務所	自動車道	208	滑山林業専用道34林班線	2,070		
山口森林管理事務所	自動車道	210	四氏林道	1,807	3	
山口森林管理事務所	自動車道	220	野夫林道	3,971	6	
山口森林管理事務所	自動車道	230	藤ヶ谷林道	4,873		
山口森林管理事務所	自動車道	231	藤ヶ谷林道大藤支線	1,240		
山口森林管理事務所	自動車道	240	巢垣林道	1,638		
山口森林管理事務所	自動車道	250	上ヶ山林道	1,700		
山口森林管理事務所	自動車道	400	足河内林道	1,430	3	
山口森林管理事務所	自動車道	600	大葉山林道	6,749		
山口森林管理事務所	自動車道	601	大葉山林道支線	3,127		
山口森林管理事務所	軽車道	610	崩ヶ谷林道	1,095		
山口森林管理事務所	自動車道	620	長門峡林道	2,181		
山口森林管理事務所	自動車道	621	長門峡林道支線	2,105		
山口森林管理事務所	自動車道	630	藤目谷林業専用道	880		
小計			28路線	73,430	34	
国有林林道 計			917路線	2,309,353	1,464	

別紙

## 対象路線・延長

署等名	路線名	延長 (m)	備考
石川森林管理署	湯の谷資材運搬路	10,636	
石川森林管理署	丸石谷資材運搬路	6,435	
小計	2路線	17,071	
福井森林管理署	下打波資材運搬路	2,076	
福井森林管理署	小沢資材運搬路	4,581	
福井森林管理署	赤兎山資材運搬路	1,670	
福井森林管理署	美濃俣谷資材運搬路	5,778	
福井森林管理署	黒河山保安林管理道	2,675	
小計	5路線	16,780	
三重森林管理署	和合資材運搬路	2,522	
三重森林管理署	深山ツヅラ又幹線作業道	600	
小計	2路線	3,122	
滋賀森林管理署	川原谷資材運搬路	2,443	
滋賀森林管理署	大河原資材運搬路	3,575	
滋賀森林管理署	山田山資材運搬路	1,156	
滋賀森林管理署	南山資材運搬路	827	
滋賀森林管理署	黒滝保安林管理道	1,820	
滋賀森林管理署	一丈野保安林管理道	1,952	
小計	6路線	11,773	
京都大阪森林管理事務所	安祥寺山防火管理道	2,650	
京都大阪森林管理事務所	高台寺山防火管理道	600	
小計	2路線	3,250	
兵庫森林管理署	北中山保安林管理道	1,900	
小計	1路線	1,900	
奈良森林管理事務所	丹生ノ川資材運搬路	1,868	
小計	1路線	1,868	
和歌山森林管理署	野々川資材運搬路	1,100	
和歌山森林管理署	公門谷資材運搬路	1,152	
和歌山森林管理署	坂泰山資材運搬路	480	
和歌山森林管理署	野々川保安林管理道	1,004	
和歌山森林管理署	坂泰山保安林管理道	5,074	
和歌山森林管理署	津俣保安林管理道	1,661	
小計	6路線	10,471	
鳥取森林管理署	大山元谷資材運搬路	2,200	
鳥取森林管理署	山王谷作業道	521	
小計	2路線	2,721	
島根森林管理署	ヤハタゴシ幹線作業道	848	
小計	1路線	848	
岡山森林管理署	津川山保安林管理道	1,540	
岡山森林管理署	雄山幹線作業道	920	
小計	2路線	2,460	
広島北部森林管理署	指谷山保安林管理道	1,660	
広島北部森林管理署	御神山線	1,500	
小計	2路線	3,160	
広島森林管理署	中ノ甲保安林管理道	1,100	
広島森林管理署	花莖山保安林管理道	667	
広島森林管理署	小田山幹線作業道	670	
小計	3路線	2,437	
山口森林管理事務所	滑山保安林管理道	2,440	
山口森林管理事務所	滑山第一支線幹線作業道	300	
小計	2路線	2,740	
治山管理道等 計	37路線	80,601	

## 業務計画書

業務名 : 令和8年度国有林林道等交通安全指導業務

### 1 事業対象林道等

路線数 954 路線  
延長 2,389,954 m

### 2 事業内容

事業実施方針及び実施項目等

別紙「国有林林道等交通安全指導業務仕様書」及び「国有林林道等交通安全指導業務内訳書」に基づき実施。

### 3 事業実施期間

自 契約締結日の翌日  
至 令和9年3月31日

中止（廃止）申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

住所

氏名

業務名 : 令和8年度国有林林道等交通安全指導業務

令和 年 月 日付け契約の上記業務について、下記により中止したいので、契約書第20条第1項の規定により申請します。

記

1 業務中止の理由

2 中止しようとする以前の事業実施状況

- (1) 事業について
- (2) 経費について
- (3) 経費支出状況

3 中止後の措置

- (1) 事業について
- (2) 経費について
- (3) 経費支出予定明細

業務計画変更承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

住所

氏名

業務名 : 令和8年度国有林林道等交通安全指導業務

令和 年 月 日付け契約の上記業務について、下記により変更したいので、契約書第19条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更する業務計画又は業務内容
- 3 変更経費区分

(注) 記載方法は、別に定める場合を除き、業務計画の様式を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。

(様式1)

業務完了報告書

業務名 : 令和8年度国有林林道等交通安全指導業務

令和 年 月 日付け契約の上記業務について、令和 年 月 日に完了したの  
で関係書類を添えて報告します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

住所

氏名

(様式2)

業務実施結果報告書

令和 年 月 日

〇〇森林管理署長 殿  
〇〇森林管理事務所長 殿

住所  
氏名

業務名 : 令和8年度国有林林道等交通安全指導業務

上記業務に係る貴署管内の業務について、下記のとおり実施したので報告します。

記

- 1 実施期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 2 実施内容 別添資料のとおり

※その他必要事項及び特記事項について記載のこと。

	実施結果確認欄
確認年月日	
確認者	
特筆事項	

- ※① 実施結果は林道担当者（担当課長もしくは担当係長）が行う。
- ※② 実施結果確認は各署に実施結果報告を行った際に行うこと。
- ※③ 署への提出は1部とし、確認を受けた表紙のみの写しを局報告書に添付すること。

部分払請求書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

住所

氏名

業務名 : 令和8年度国有林林道等交通安全指導業務

令和 年 月 日付け契約の上記業務について、  
金 円也を部分払により支払いされたく請求します。

# 国有林林道等交通安全指導業務の概要について

No.1

本業務は、国有林林道等の交通安全対策の一環として林道通行に関する安全指導、安全意識の高揚等に関する業務を行います。



宣伝カーによる安全の呼びかけ

林道利用者へチラシの配布



チラシ(作成例)



安全標識の設置

- 宣伝カーにより林道利用者への交通安全事故防止のため、安全の呼びかけを行います。
- 安全チラシを500部作成し、安全の呼びかけの際に、林道通行者に配布するほか、地域の関係諸団体等へも直接配布を行います。

- 路肩注意や落石注意など林道交通安全に関する標識を設置します。
- 具体的な設置場所等については、森林管理局及び森林管理署（当該林道管理者等）と事前に打ち合わせを行い決定します。

# 国有林林道等交通安全指導業務の概要について

No.2

本業務は、国有林林道等の交通安全対策の一環として林道通行に関する安全指導、安全意識の高揚等に関する業務を行います。



注意看板  
の設置



携帯電話等通話可能地点の  
調査及び表示

- 林道安全管理のため、施錠している林道起点などにおいて、注意看板を作成し設置を行います。
- 具体的な設置場所等については、森林管理局及び森林管理署（当該林道管理者等）と事前に打ち合わせを行い決定します。

- 調査等対象路線の概ね300m毎に、携帯電話及びスマホの受信状態等を調査し、緊急時における連絡等が必要となった場合のため、林道通行者へ情報提供するための看板を作成し現地表示を行います。

# 国有林林道等交通安全指導業務の概要について

No.3

本業務は、国有林林道等の交通安全対策の一環として林道通行に関する安全指導、安全意識の高揚等に関する業務を行います。

## 林道交通安全連絡協議会の開催



国有林林道等事故報告書(概要)		平成25年7月18日	
事故発生年月日	平成25年6月24日(月) 15時40分頃	石川森林管理署管内	
事故発生場所	石川県白山市富田 大谷国有林		
林道名	丸石谷資材運搬路	専用-遊歩道	専用
所用指定の幅平方	道路幅員責任		
被害者住所氏名	氏名:		
1事故発生概要等	経緯図		
工事監督機具の資材の積置を妨げるため、当該資材運搬路幅員から4.3m程度の広い幅員に駐車し待機していたところ、前面上方から巨石が落下し、車両左前部を直撃し、破損した。			
被害金額: 711,948円	2林道状況		
	丸石谷資材運搬路は清流沿河一帯野嶺から大谷国有林の丸石谷に対して開設された造山工事用の幅員5.6、4.3mの専用道路である。 資材運搬路の起点にはガード設置が、一般車両の通行は制限され、適切に管理されている。 毎年継続して数件の造山工事が実施されており、その程度異常事件の有無を確認しているが、落石の危険は把握できなかった。		
3事故原因	調査年月日	現地確認: 平成25年6月24日	
被害者は、造山工事に関連する資材の積置を妨げるため幅員で待機中に落石が及び破損したものである。 待機駐車していた場所は通車禁止-駐車スペースとして利用されており、自動的な安全確保として設置されていた。 今後、駐車にあたっては、当該上部の状況に安全確認し、危険箇所には注意標識等の設置を行う。	調査同行者	白山技術官(土木担当)が現地確認	

## 国有林林道等における交通事故の調査・分析



- 国有林林道を使用する頻度が多い者や、市町村、地域の関係団体等に対し、交通安全に対する講話等を実施し、交通安全諸対策の推進を図るため、林道交通安全連絡協議会を開催します。
- 令和7年度は和歌山森林管理署管内において開催しました。

- 対象路線で発生した交通事故の報告・分析を行い今後の対処方針等を取りまとめ報告します。
- 近畿中国森林管理局が管理する林道等の全路線を対象に、事故が発生した場合のセーフティネットとして「賠償責任保険」へ加入し、該当する事故が発生した場合の保険事務処理を行います。